第２次 米子市 まちづくりビジョン

第５次米子市総合計画及び第３期米子市地方創生総合戦略

令和７年３月　策定

令和８年９月　一部改訂

米子市

はじめに

コロナ禍が落ち着き、社会経済活動が次々に再開されると、世の中の人手不足が一気に進み、かつて一部の業種に限られていた人手不足は、今やほとんどの業種に見られる状況となりました。そして、少子化対策に十分な成果が出ない中、人口減少社会はこの先も続くことが確実な情勢となっています。

また、海外の情勢不安や為替相場の円安などに端を発した物価高騰は収まる気配がなく、これに耐えうる社会にするための賃上げの実現とその原資を作っていくことは、地域経済にとって重要な課題となっています。

これらの時代背景とその課題を十分に念頭に置きながら、これからの時代に必要な考え方や施策を適切に織り込んで策定したのが、このたびの「第２次米子市まちづくりビジョン」です。５年前に策定した「第１次」のビジョンでも、人口減少社会を前提とした施策を織り込んできましたが、今回の「第２次」は、さらにその要素を強めています。

ただし、単純に縮む発想で施策を考えたのではなく、デジタル技術の有効活用や不足しがちな地域でのコミュニケーションを促進することなど、地域の活力を維持しつつ所期の目的を果たそうとする内容になっています。

令和７年１月２４日に開会した第２１７回国会において、石破茂総理大臣は施政方針演説で、「楽しい日本を目指す」ことを表明されました。すべての人が安心と安全を感じ、自分の夢に挑戦し、「今日より明日はよくなる」と実感できる「楽しい日本」は、本市のまちづくりのテーマである「住んで楽しいまち　よなご」に通じるものがあります。ここに暮らす人々が人生の充実と楽しさを感じられるまちを創ることは、本市にとって大きな目標であり、すべての施策にその思いを込めて取り組みたいと考えています。またそうした考え方が国の基本的な方針と合致したことは、私たちがまちづくりを進めて行く上で大きな追い風になります。

今こそ、自信と希望を持ってまちづくりを進め、「住んで楽しいまち　よなご」の実現に向けて歩みを進めましょう。

米子市長　伊　木　隆　司

目　次

第１章　ビジョンの展望

1　7つの柱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
2　今後のチャレンジ・・・・・・・・・・・・・・・・・3

第２章　計画

第１部　序論

1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
2 計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
3 計画の構成と計画期間・・・・・・・・・・・・・・１０
4 計画策定の体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
5 人口ビジョン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２
6 社会情勢と地域特性・・・・・・・・・・・・・・・１５
7 課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８
8 第１次まちづくりビジョンの総括について・・・２１

第２部　基本構想

1 市の将来像・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２２
2 まちづくりの基本目標・・・・・・・・・・・・・・２３
3 まちづくりの基本方向・・・・・・・・・・・・・・２４

第３部　基本計画

1　交通基盤の充実と歩いて楽しいまちづくり

1-1 広域的な交通基盤の整備・・・・・・・・・・・２６
1-2 地域公共交通体系の確立・・・・・・・・・・・２７
1-3 調和のとれた土地利用の実現・・・・・・・・・２８
1-4 米子駅周辺エリアのにぎわい創出・・・・・・・２９
1-5 角盤町・米子港・城下町周辺エリアのにぎわい創出・・・・・・・３０

2　市民が主役・共生のまちづくり

2-1 市民参加及び民間事業者等との連携協力・・・３１
2-2 公民館を拠点とした地域のまちづくりの推進・３２
2-3 地域福祉活動の推進・・・・・・・・・・・・・・３３
2-4 障がい者（児）福祉の充実と共生社会の実現・３４
2-5 認知症対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・３５
2-6 互いの人権を尊重し合うまちづくりの推進・・３６
2-7 男女共同参画社会の形成・・・・・・・・・・・３７
2-8 国際的な地域間交流等の推進・・・・・・・・・３８
2-9 鳥取大学医学部及び米子工業高等専門学校等との連携・・・・・・・３９
2-10 国県・他自治体との連携協力・・・・・・・・４０
2-11 誰もがデジタルの恩恵を受けられる社会の実現・・・・・・・・４１
2-12 地球環境に配慮した社会の実現・・・・・・・４２

3　教育・子育てのまちづくり

3-1 在宅育児支援の充実・・・・・・・・・・・・・・４３
3-2 子育て支援の充実・・・・・・・・・・・・・・・４４
3-3 こどもの特性や発達に合わせた適切で切れ目ない支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４５
3-4 学校教育の充実・・・・・・・・・・・・・・・・４６
3-5 学校施設の整備・充実・・・・・・・・・・・・・４７
3-6 児童・青少年の健全育成・・・・・・・・・・・４８
3-7 ふるさと教育の推進・・・・・・・・・・・・・・４９

4　地産外商のまちづくり

4-1 県外・海外マーケットへの進出支援・・・・・５０
4-2 成長産業の育成と新産業の創出・・・・・・・５１
4-3 企業誘致の推進・・・・・・・・・・・・・・・・５２
4-4 雇用創出及び人材確保・・・・・・・・・・・・５３
4-5 皆生温泉のまちづくり・・・・・・・・・・・・５４
4-6 地域資源を活用した観光施策の推進・・・・・５５
4-7 ナイトタイムエコノミーの創出・・・・・・・５６
4-8 次世代につなぐ農業の推進・・・・・・・・・・５７
4-9 農業基盤整備の推進・・・・・・・・・・・・・５８
4-10 地域特性をいかした漁業の振興・・・・・・５９
4-11 シティプロモーションの推進と関係人口の連携強化・・・・・６０
4-12 移住定住の促進・・・・・・・・・・・・・・・６１

5　歴史と文化に根差したまちづくり

5-1 米子城跡の保存・活用・整備と魅力発信・・・６２
5-2 芸術文化活動の推進・・・・・・・・・・・・・６３
5-3 淀江エリアをはじめとした歴史・地域資源の活用・・・・６４
5-4 町屋の保存・活用の推進・・・・・・・・・・・６５

6　スポーツ健康まちづくり

6-1 すべての人がスポーツに親しむことのできる環境づくり・・・６６
6-2 スポーツを通じた地域の活性化・・・・・・・６７
6-3 生活習慣病予防の推進・・・・・・・・・・・・６８
6-4 介護予防・フレイル対策の推進・・・・・・・６９

7　災害に強いまちづくり

7-1 公共インフラ施設の整備・・・・・・・・・・・７０
7-2 総合的な住宅政策の推進・・・・・・・・・・・７１
7-3 災害に強い施設・管路の整備・・・・・・・・・７２
7-4 持続可能な生活排水対策の推進・・・・・・・７３
7-5 危機管理体制の充実強化・・・・・・・・・・・７４
7-6 地域防災力の充実強化・・・・・・・・・・・・７５
7-7 原子力災害対策の推進・・・・・・・・・・・・７６

第４部　数値目標・・・・・・・・・・・・・・・・・７７

第５部　計画の進行管理・・・・・・・・・・・・・８０

第３章　国の地方創生の取組及び中海・宍道湖・大山圏域市長会の地方創生の取組等について

1　本市における地方創生の取組の考え方・・・・・８１
2　中海・宍道湖・大山圏域市長会における地方創生の取組・・・・・８５

附属資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８７

第１章

ビジョンの展望

「住んで楽しいまち　よなご」

～新商都米子の創造に向けて～

米子市は、交通の要衝としての地の利と豊かな自然が調和した、21世紀に燦然と輝く地方都市をめざしてまちづくりに挑戦します。

当地ならではの豊かさを多くの人々に実感していただき、「住んで楽しい」と思える米子のまちを創ります。

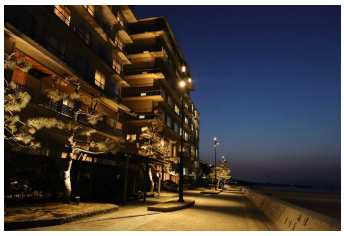

まちづくりビジョンに掲げる

７つの柱

地域の課題やめざすべき方向性を抽出し、それを７つに集約したものを柱としてビジョンに掲げました。

地域の良さを活かして進むべき方向性を定め、それぞれのビジョンに基づいた様々な施策を通じてまちづくりを進めます。

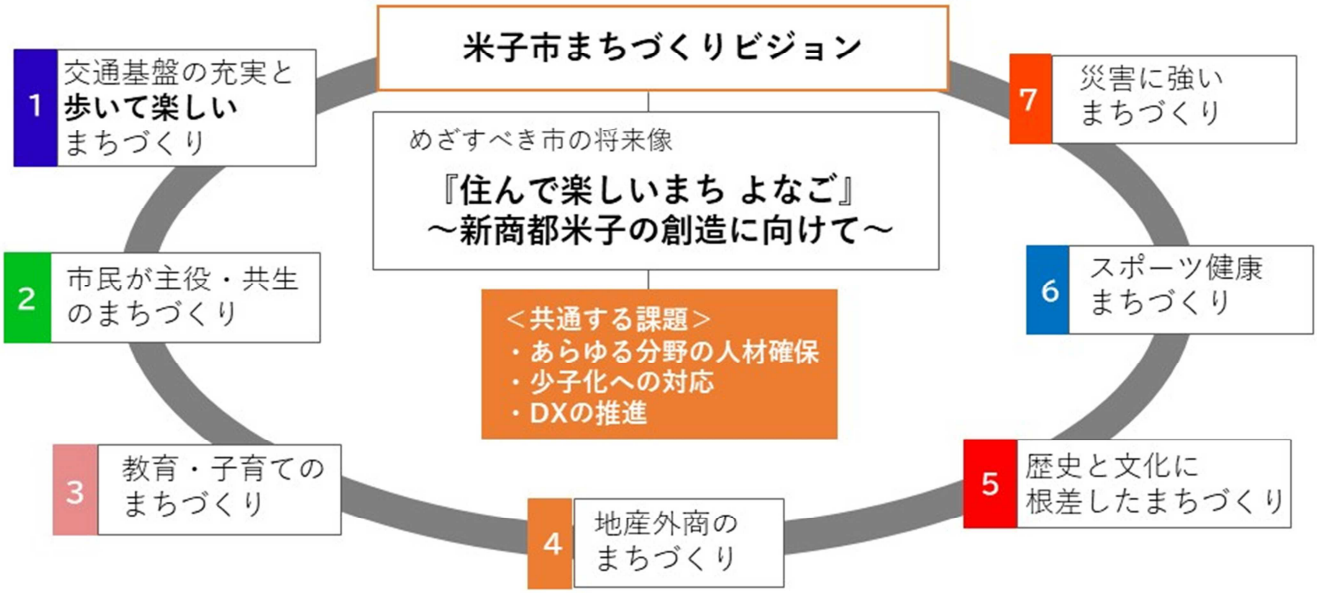

まちづくりビジョンの柱①

交通基盤の充実と
歩いて楽しいまちづくり

高速交通網の整備を推進し、産業の発展をめざすとともに、地域公共交通の利便性の向上を図り、社会の高齢化に対応しつつ持続可能でまち歩きが楽しくなるような施策を進めます。

○歩いて楽しいまち「米子」へのチャレンジ

米子駅南北自由通路（がいなロード）開通

地ビールフェスタ in 米子駅前だんだん広場

駅前通り実証実験
YONAGO STREET WALK

米子市循環バス「だんだんバス」などの利用促進

主な取組

- 米子・境港間を結ぶ高規格道路の早期事業化及び連動したまちづくり
- 米子駅周辺エリアの新たなにぎわいや人の流れの創出
  （駅前通り歩行空間の拡大、駅南側エリアのにぎわい創出　等）
- 鳥取大学医学部附属病院の再整備と連動したまちづくりの推進
- 全線キャッシュレス化、コミュニティバス充実など路線バスの利用促進
- 弓浜コミュニティバスの本格運行検討、南部エリアバス路線再編の推進
- 自動運転など先進技術導入による路線バス運行の効率化

まちづくりビジョンの柱②

市民が主役・共生のまちづくり

まちづくりの主役である市民の様々な地域活動や挑戦を支援し、関係機関との連携によって地域の福祉向上を図り、多様な人々が活躍できる共生社会を創ります。

○共生のまち「米子」へのチャレンジ

中海・宍道湖一斉清掃

鳥取大学医学部附属病院再整備に係る
鳥取県及び鳥取大学との連携協定

【関係人口連携プロジェクト】米子の梨の収穫

一般社団法人
日本ヘルスケアプラットフォームのシステム発表会

主な取組

- 障がい福祉の充実　・認知症施策の充実
- 福祉人材と地域の担い手確保、地域に応じた新たな住民自治の創造
- 「えしこに」と地域包括支援センターの機能強化
- 地域医療の DX 推進による、質の高い医療サービスの提供
- 地域社会 DX とデジタルデバイド対策の推進
- シティプロモーション拡充による郷土愛醸成と地域のイメージアップ
- 鳥取大学医学部附属病院の再整備に係る連携強化及び情報発信
- 再生可能エネルギーの導入推進

※DX(デジタル・トランスフォーメーション)：ICT の浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること
※デジタルデバイド：インターネットなど情報通信技術を使える人と使えない人の間に生じる情報格差のこと

まちづくりビジョンの柱③

教育・子育ての
まちづくり

次代を担うこどもたちの教育こそ最も重要な施策であると認識し、学校や地域、家庭を通じて行われる教育施策の充実と、少子化対策及び子育て支援の充実を図ります。

○心豊かにのびのびと育つまち「米子」へのチャレンジ

米子市教育支援センター
～ぷらっとホーム～

校庭の芝生化

こどもの居場所づくり
「まんが図書館活用事業」

YONAGO まちなかハイスクール 2024

主な取組

- 少子化対策の充実
- 幼稚園・保育所等と小学校との円滑な接続の推進
- 児童生徒の不登校対策
- 部活動の地域移行支援
- 校庭芝生化の推進
- ICT の活用による授業の充実と情報モラルの育成
- コミュニティスクールを基盤とし地域一体となった特色ある学校づくり
- ふるさと教育の更なる充実による人材育成
- こどもの学び・活動拠点の充実
- 公立保育所の統合・建替えによる地域の子育て支援拠点の整備

まちづくりビジョンの柱④

地産外商のまちづくり

地産外商や生産性向上施策などによって地元の企業の発展を支援し、それをもって必要となる賃上げの原資を作り、地域の経済基盤の強化を図ります。また、新しい時代の経済に対応できる人材の育成に力を入れます。

○稼げるまち「米子」へのチャレンジ

皆生温泉の「温泉情緒ある景観（夜景）」づくり

米子市のまちづくりをテーマにした探究学習

地域資源を活用した観光マネタイズの促進（ダイヤモンド大山）

白ネギを始めとした農産物の生産振興、高付加価値

主な取組

- EC（電子商取引）の活用など販路拡大の取組への支援
- 中小企業の人材確保（設備投資支援、学び直し、ふるさと教育）
- 中堅企業への発展支援
- 次期産業用地の確保、多様かつ魅力ある企業誘致の推進
- 皆生温泉をはじめとした観光マネタイズの促進
- 韓国、香港、台湾等東アジアのゲートウェイ機能を活かした誘客促進
- ふるさと納税制度を活用した地域産品 PR への支援
- GI ブランド「伯州美人」など農産物の生産振興、高付加価値化
- 探究学習や職場体験を通じた若者の将来的な地元定着の促進
- 中心市街地の空き店舗対策の推進

まちづくりビジョンの柱⑤

歴史と文化に根差した まちづくり

地域の歴史を大切にし、文化財や歴史遺産を保護するとともにその価値を適切に人々に知らしめ、また、後世に伝える努力をします。さらに、文化や芸術活動を支援し、私たちの生活に潤いと楽しみを創ります。

○誇りと情緒にあふれた「米子」へのチャレンジ

絶景の城　米子城跡

尾高城跡（令和６年国史跡指定）

芸術文化活動の推進

上淀廃寺・彼岸花

主な取組

・米子城跡の整備促進、米子城跡・城下町エリアの観光資源としての磨き上げ
・尾高城跡保存活用計画策定に向けた取組
・伯耆古代の丘エリアのにぎわい創出
・文化芸術と他分野が連携した地域のにぎわい創出
・町家の保存・活用の推進

まちづくりビジョンの柱⑥

スポーツ健康まちづくり

豊かな自然と共存した米子のまちの特徴をいかし、誰もがスポーツを楽しめる環境を整え、健康増進につなげるとともに、フレイル対策を推進し、健康寿命の延伸をめざします。

○元気で健康に暮らせるまち「米子」へのチャレンジ

令和９年竣工予定の米子アリーナ（イメージ図）

白砂青松の弓ヶ浜サイクリングコース

フレイル予防実践の促進（よな GO!GO!体操）

米子市体力づくり歩け歩け大会

主な取組

- 米子アリーナ整備促進と障がい者スポーツの聖地化、誘致活動の強化
- サイクリング・ウォーキングイベントの普及促進に向けた各種取組の推進
- ねんりんピックレガシーの継承と発展
- ヘルスリテラシーの向上とよりよい生活習慣の定着への支援
- 全市的なフレイル度チェックの実施及びフレイル予防実践の促進

まちづくりビジョンの柱⑦

災害に強いまちづくり

地域の防災活動を支援し、災害から「逃げ遅れゼロ」をめざすとともに、避難所の充実を図り、災害に強いまちを創ります。

○安心・安全なまち「米子」へのチャレンジ

災害への対応

消防団活動の充実

災害対応能力の向上に向けた各種研修

各種防災訓練の充実

主な取組

- 雨水排水対策事業の促進
- 上下水道施設の耐震改修促進
- 公共下水道の整備が困難な区域での合併浄化槽の普及促進
- 各種防災訓練の充実
- 自主防災組織の活動支援
- 消防団活動の充実

第２章

計画

第１部　序論

1　計画策定の趣旨

本市では、少子高齢化や人口減少社会を見据え、令和２(2020)年に米子市まちづくりビジョン（第４次米子市総合計画・第２期米子市地方創生総合戦略）（以下、「第１次まちづくりビジョン」という。）を策定し、本市の将来像である「住んで楽しいまち　よなご」の実現に向け、様々な施策・事業を計画的に推進してきました。

本計画は、第１次まちづくりビジョンの考えを引継ぐとともに、デジタル化の急速な進展及び新たな地方創生への動きなど時代の潮流の変化を的確にとらえつつ、本市の発展に資する多くのチャンスをいかしながら、持続可能な社会を実現するため、本市のめざすべき姿とまちづくりの進むべき方向性を明らかにする総合的なまちづくりの指針として策定します。

2　計画の位置付け

本計画は、「米子市民自治基本条例」第 24 条及び「まち・ひと・しごと創生法」第 10 条に基づき策定するもので、本市の最上位計画と位置づけられ、様々な分野における個別計画はこれに沿って策定されます。

計画の名称は、「第５次米子市総合計画及び第３期米子市地方創生総合戦略」とし、愛称を**『第２次米子市まちづくりビジョン』**（以下、「第２次まちづくりビジョン」という。）とします。

3　計画の構成と計画期間

第２次まちづくりビジョンは、第１次まちづくりビジョンと同様に基本構想及び基本計画で構成します。

なお、第１次まちづくりビジョンは基本構想が令和２(2020) 年度から令和 11 (2029) 年度まで、基本計画が令和２(2020)年度から令和６(2024)年度までと定めておりますが、第２次まちづくりビジョンでは、この基本構想の期間を引継ぎ、基本計画においては新たに計画期間を定めることといたします。

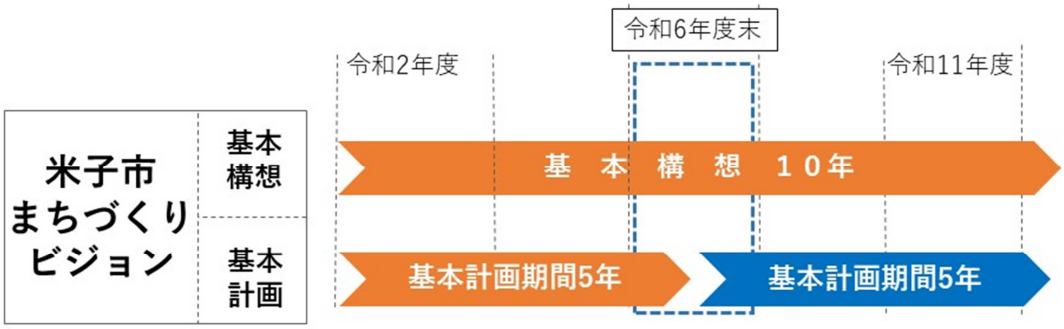

⑴基本構想

市政推進の長期的な展望に立ちながら、「市の将来像」とその実現のための市政の柱となる目標を「まちづくりの基本目標」として掲げ、具体的に取り組む施策を「まちづくりの基本方向」として体系的に示します。基本構想の計画期間は、令和 2（2020）年度から令和 11（2029）年度までの 10 年間と定めており、これを引き継ぐものとします。

⑵基本計画

基本構想で掲げた「市の将来像」、「まちづくりの基本目標」を実現するために取り組む施策については、今後、特に重点的に取り組む視点から「まちづくりの基本方向」ごとに「現状と課題」を整理し、「計画目標」や「主な取組」を示すとともに、まちづくりの基本目標ごと及びそれらを包含する全体の「数値目標」を設定します。基本計画の計画期間は、令和 7（2025）年度から令和 11（2029）年度までの 5 年間とします。

4　計画策定の体制

⑴ 以下の手順で計画策定を行います。

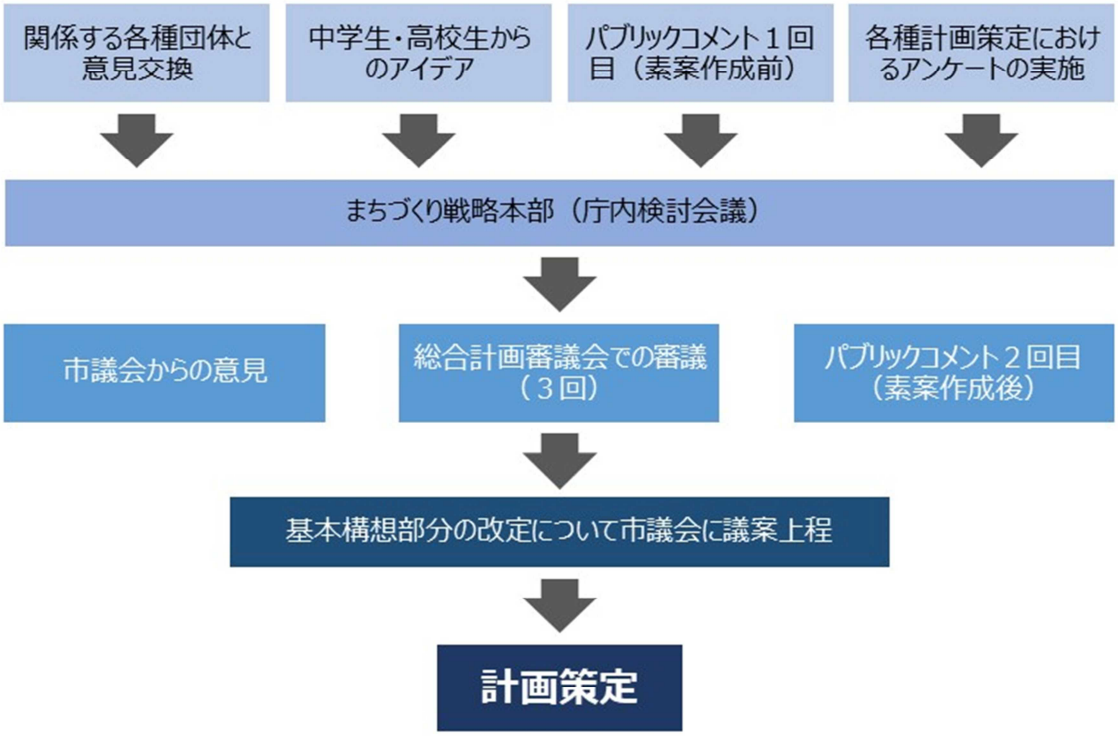

5　人口ビジョン

今後のまちづくりにおいて、市民の暮らしや地域社会全体に大きな影響を及ぼす人口減少への対応は、重要な課題です。そこで、本市の人口の現状を踏まえつつ、将来の人口推移を示します。

⑴ 本市の人口の現状

国立社会保障・人口問題研究所（以下、「社人研」という。）によると、本市の総人口は、平成２（1990）年以降は増加が続いていましたが、平成 22（2010）年の調査では減少に転じました。直近の令和２（2020）年の国勢調査では、５年前と比較して約 2,000 人減少し、147,317 人という結果となっています。平成 27（2015）年から令和２（2020 年）までの人口減少率は、比較的緩やかとなっておりますが、年齢３区分別の人口の推移をみると、年少人口は減少する一方、老年人口は増加を続けており、少子・高齢化が着実に進行している状況です。生産年齢人口については、1980 年代から９万人台で推移してきましたが、徐々に減少し令和２（2020）年の調査では 82,094 人となりました。

図表１：鳥取県と米子市の人口推移

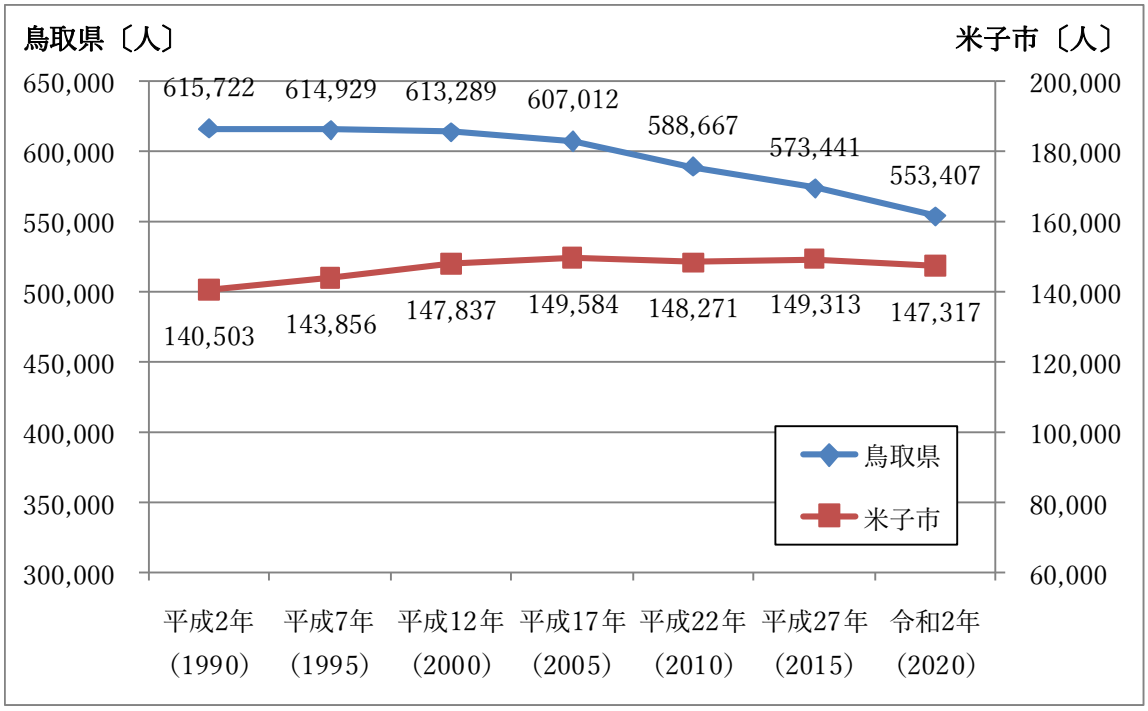

資料：総務省「国勢調査」

図表２：近隣の自治体等の人口減少率

区分	米子市	鳥取市	倉吉市	境港市	鳥取県	島根県
2015 年（人）	149,313	193,717	49,044	34,174	573,441	694,352
2020 年（人）	147,317	188,465	46,485	32,740	553,407	671,126
減少率	1.3%	2.7%	5.2%	4.2%	3.4%	3.3%

資料：総務省「国勢調査」

図表３：年齢３区分別人口の人口推移

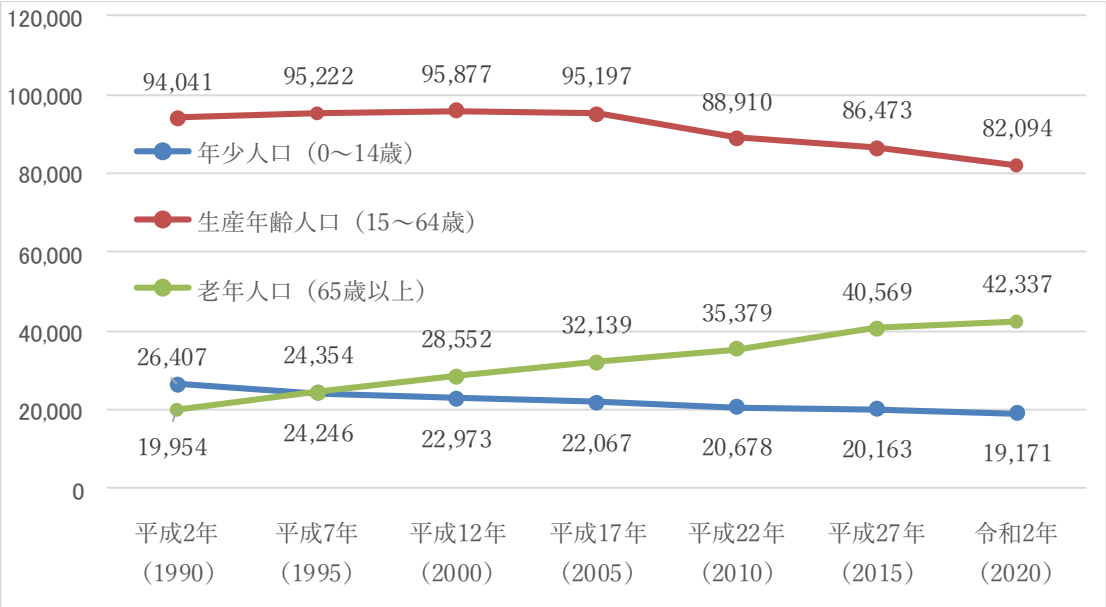

資料：総務省「国勢調査」

⑵ 本市の人口推計

鳥取県が公表する「鳥取県の推計人口」では本市の推計人口は 2023（令和 5）年 10 月 1 日時点で 145,121 人であり、令和 5 年度に社人研が公表した「日本の地域別将来推計人口（令和 5 年推計）」（以下、「社人研人口推計」という。）を若干上回る数値で推移しています。今後も、本市の人口は社人研推計人口に近い値で推移するものと考えられます。

図表４：人口推計

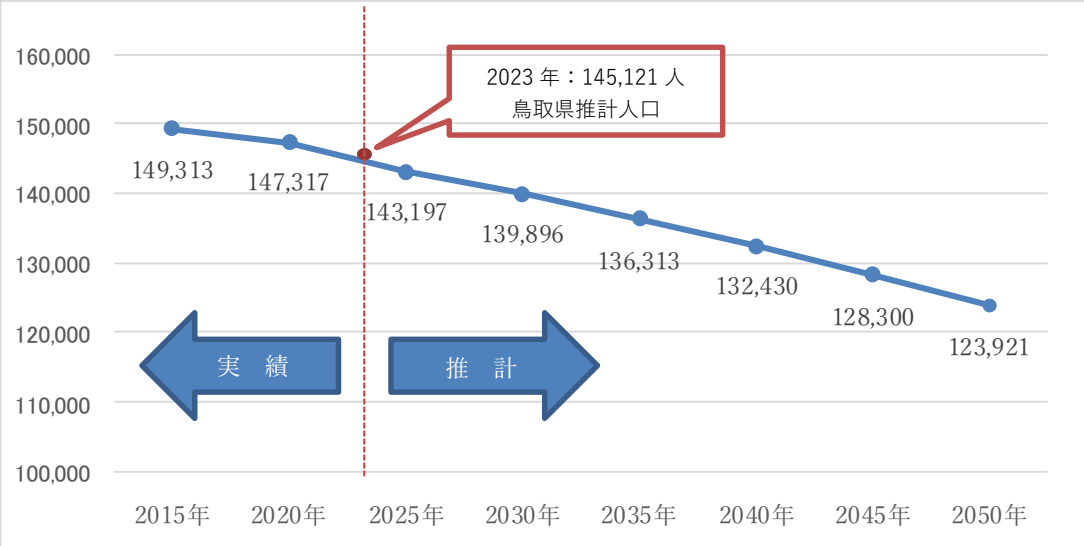

資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

図表５　年齢３区分別人口の人口推計

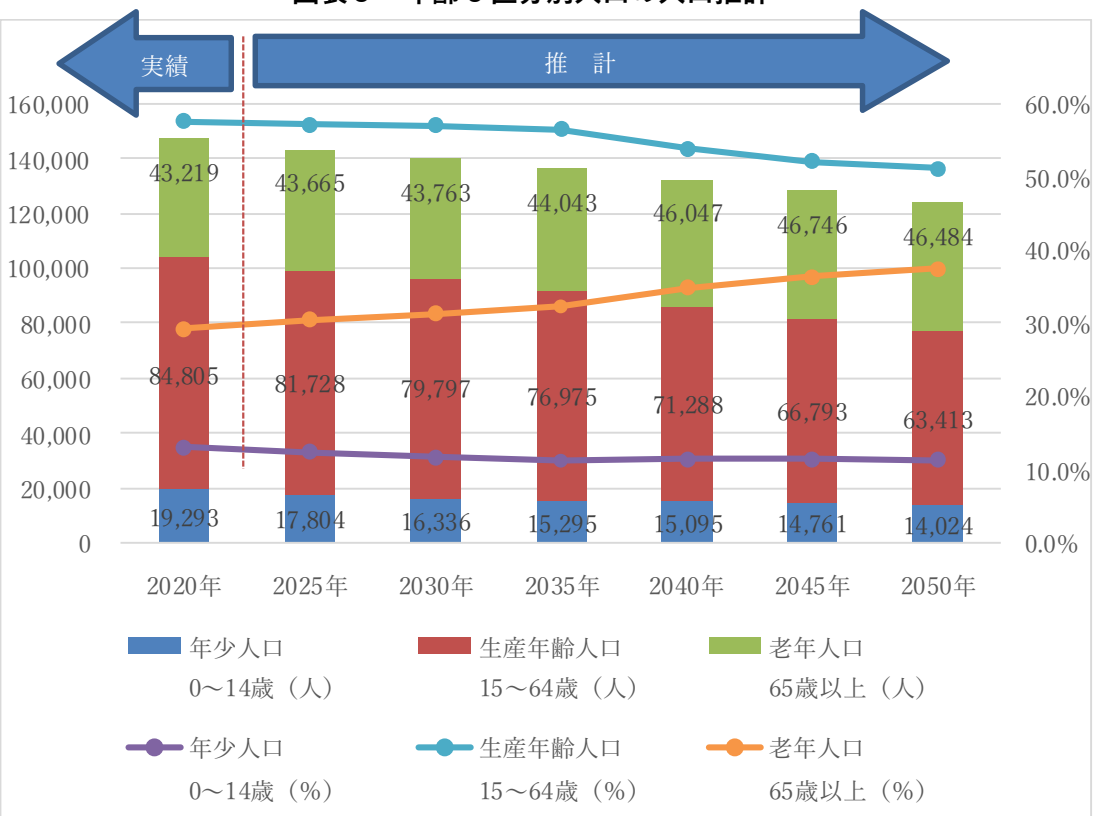

資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

6　社会情勢と地域特性

第２次まちづくりビジョンを策定するに当たり、次のとおり、本市を取り巻く社会情勢と地域特性について整理します。

⑴ 本市を取り巻く社会情勢

ア　社会インフラの充実、海外への販路拡大

本市周辺圏域（鳥取県西部及び中海・宍道湖・大山圏域）と山陽・四国・関西方面とを結ぶ人流・物流の大動脈である中国横断自動車道岡山米子線（蒜山 IC―境港間）では４車線化の整備が進展しているほか、国、鳥取県、米子市、境港市、日吉津村による米子・境港地域道路整備勉強会が開かれ、米子・境港間の高規格幹線道路の必要性が確認され、整備に向けた動きが加速しています。また、米子鬼太郎空港では、ソウル、香港への国際定期便が再開したほか、台北市を結ぶ直行便が新たに就航予定となるなど、広域交通ネットワークの整備は着実に進んでいます。本市は東アジアと地理的に近く、環日本海交流の拠点として、国土政策上非常に重要な役割を担っていくポテンシャルを有している地域であり、国内における交流圏の拡大と、海外に向けた更なる発展が期待されています。今後は、これらの広域交通ネットワークを将来にわたって物流・産業や防災、観光、医療、安全などの様々な分野で最大限に活用し、地域の活力の向上につなげていくことが求められています。

イ　人口減少社会、少子高齢化の進行

年齢３区分別の人口割合をみると、年少人口は 0.4%、生産年齢人口は 1.5%減少した一方、老年人口は 2.0%増加しており、少子・高齢化が進行している状況となっています。人口減少、少子・高齢化の進行により、人口構造が変化し、交通、地域コミュニティ、福祉、教育・子育て、地域経済、文化、スポーツ、防災など社会全体に大きな影響を与え、近年、様々な分野での人材不足が顕在化しています。このため、人口減少、少子・高齢化を前提とした地域社会のあり方を検討し、急速に普及しているデジタル技術を活用し、だれもが住み続けたい、住んでみたいと思う魅力あるまちづくりや、子どもを安心して生み育てやすい環境づくり、幅広い人材が活躍できるまちづくりなどを進め、活力ある地域社会を実現していくことが求められています。

ウ　価値観の多様化

コロナ禍を経て社会全体でデジタル化への動きが加速し、リモートワーク等の場所にとらわれない多様な働き方が広く普及しました。また、都市部への一極集中がもたらすリスクが顕在化し、地方での暮らしや新たなライフスタイルへの関心が高まるとともに、地方の魅力・優位性を見直す動きが広がっています。こうした価値観の多様化やデジタル技術の普及は、地方のさらなる発展に資する機会となった一方で、デジタルデバイド（情報格差）の拡大が想定されます。多くの人がデジタル技術の恩恵を享受できる社会を実現していくことが求められています。

エ　自然災害の甚大化

令和５（2023）年８月に発生した台風第７号は、観測史上最多の記録的豪雨となり鳥取県内各地で甚大な被害をもたらしました。また、令和６（2024）年には、震度７もの大きな揺れを観測した能登半島地震が発生し、日本中に大きな衝撃を与えました。近年は記録的な猛暑やゲリラ豪雨など激甚化した自然災害が各地で発生しており、地球規模の気候変動による気象災害のリスクが高まっています。令和６（2024）年10月１日に鳥取県初の内閣総理大臣となった石破茂内閣においては、治安・防災への対応を今後の優先課題として位置づけており、このような動きと連動し、様々な災害から生じるリスクに備えた対策の強化や地球温暖化対策の促進等を図り、誰もが安心安全に暮らすことのできる地域づくりを進めていくことが求められています。

オ　物価の上昇

国際的な原材料価格の上昇などを背景に物価高騰が進んでおり、地域経済に大きな影響を与えています。このような状況において、地域経済の活力を持続的なものにしていくためには、物価高・原材料不足等の影響を受けている産業を力強く支えるとともに、地場産業が国内外のマーケットで渡り合える競争力を保つ必要があります。今後は、デジタル技術を活用した生産性の更なる向上、高付加価値化の促進、新たな事業創出や人材育成等を幅広く推進することにより産業の活性化を図ることが求められています。

⑵ 本市の地域特性

ア　交通の要衝

本市は、山陰鉄道発祥の地の歴史を誇る「米子駅」を中心とする鉄道網や高速道路（米子道・山陰道）、国道などの道路網が整備され、また、山陰唯一の国際定期航空路線を持つ米子鬼太郎空港を有するとともに、国際定期航路を持つ境港市と隣接しており、陸・海・空いずれにおいても便利なアクセス環境等から、海外にも開かれた山陰の玄関口と呼ばれる交通の要衝です。

イ　自然環境

本市は、鳥取県の西側、山陰のほぼ中央に位置し、東に中国地方最高峰の「大山」、北に「日本海」、西にコハクチョウ渡来南限地でラムサール条約に登録されている「中海」という、豊かな自然環境に囲まれています。また、国内トライアスロンの発祥の地である海に湯が湧く「皆生温泉」、大山山麓の「良質な地下水」など、豊富な自然資源を有しています。

ウ　充実した医療・介護環境

本市は、医療施設や介護施設が非常に充実しています。医療施設については、鳥取大学医学部附属病院をはじめとして山陰労災病院、国立病院機構米子医療センター、博愛病院など、大規模な病院のほか、産婦人科及び小児科系診療所などの小規模医療機関も多数集積しています。医療施設数・医療人材数においては、人口10万人当たりの全国

平均を大きく上回る水準を有し、充実した医療サービスが提供されています。

また、介護施設数についても、人口 10 万人当たりの全国平均を上回るとともに、多様な種類の介護サービス事業所・施設が整備されており、多様なニーズに対応できる環境が整っています。

エ　特色のある歴史・文化

本市には、国指定の重要文化財、史跡など古代から近・現代に至るまで連綿と続く歴史や伝統、特色ある風土に育まれた数多くの文化財があります。例えば、市内中心部に遺存する国史跡「米子城跡」や令和 5（2023）年 9 月に新たに国史跡に指定された「尾高城跡」、大山山麓の自然の中に広がる淀江地区の史跡群など、高い学術的価値を有するだけでなく、市民にも親しまれ、郷土を愛する心の源となっています。これらの文化財は、近年では地域活性化や観光振興に資する役割が認識され、その積極的な活用が期待されています。

オ　コンパクトなまち「商都米子」

本市は古くからコンパクトな市街地が形成され、交通の要衝であったことから、人や物の行き来が盛んな地の利をいかして「商都米子」として栄えてきました。このような歴史で培われてきた特性のひとつとして、人と物が行き交う土地柄とそれに育まれた明るく開放的で進取の精神に富む市民性があります。また、現在でも、山陰の都市においては人口密度が高く、市内の公共交通基盤については、駅の数、公共交通のカバー率（総人口に占めるバス停 400m圏域内人口の割合）も高く、恵まれた状況にあります。

7　課題

近年の社会情勢や本市の地域特性を踏まえ、本市の持続可能な発展に向け取り組むべきまちづくりの課題と視点を７つの分野（交通、市民生活、教育・子育て、産業振興、歴史・文化、健康・スポーツ、安心・安全）ごとに整理します。

⑴ 課題の整理

まちづくりの課題	社会情勢の変化	関連する分野
広域交通ネットワークの整備促進	社会インフラの充実、海外への販路拡大、人口減少・少子高齢化	交通
公共交通の活用	人口減少・少子高齢化	交通
地域コミュニティの活性化	人口減少・少子高齢化	市民生活
地域共生社会の実現	人口減少・少子高齢化	市民生活
脱炭素社会への移行	自然災害の激甚化	市民生活
子育て環境の充実	人口減少・少子高齢化	教育・子育て
教育環境の充実	人口減少・少子高齢化	教育・子育て
地元企業の生産性の向上、サービスの高付加価値化	社会インフラの充実、海外への販路拡大、物価の上昇	産業振興
多様な働き方の推進	社会インフラの充実、海外への販路拡大、人口減少・少子高齢化	産業振興
地域資源の活用、様々な地域との交流促進	社会インフラの充実、海外への販路拡大、価値観の多様化	歴史・文化
健康づくりの増進	人口減少・少子高齢化	健康・スポーツ
都市基盤及び生活基盤の充実	自然災害の激甚化	安心・安全
地域防災力の強化	自然災害の激甚化	安心・安全

共通する課題
少子化への対応
人材不足への対応
DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

⑵ 課題に対する視点

○ 交通

・広域交通ネットワークの整備促進

高規格道路、空港、鉄道といった広域交通ネットワークの構築は産業、物流をはじめ様々な分野の発展に大きく寄与します。このような交通基盤の整備を推進するとともに、利用促進を図り市内外との交流や広域での経済活動の創出をめざします。

・公共交通の活用

公共交通は市民や訪問者が効率的に移動できる手段であり、商業施設や病院等へのアクセスの改善は地域の活性化につながります。より住みやすい地域社会を実現するため、公共交通のさらなる活用をめざします。

○ 市民生活

・地域コミュニティの活性化

地域コミュニティの活力を維持していくためには、地域における人のつながりが重要です。地域活動の充実を図ることにより、人と人とのつながりを深め、地域活動の活性化をめざします。

・地域共生社会の実現

障がい者、高齢者、経済的に困窮している家庭など、特に支援が必要な方への取組を充実することは地域全体の発展につながります。包括的な社会福祉の強化を進め、地域共生社会を実現するための基盤を整え、誰もが安心して暮らせる地域をめざします。

・脱炭素社会への移行

市民が快適な生活を営むことができる環境を確保するためには、自然環境を保全するとともに、資源を活用することが重要です。再生可能エネルギーを導入し、地域のエネルギー自給率を向上させるなど、環境負荷の少ない地域づくりに向け、脱炭素社会の実現をめざします。

○ 教育・子育て

・教育環境の充実

知識が増えることは物事への興味・関心・理解などが深まり人生を豊かにします。学校教育ではこれに加え、生きる力やふるさとへの誇りを育むとともに、将来にわたって地域を支える人材の育成をめざします。

・子育て環境の充実

こどもたちの健やかな成長を支える環境を整えることにより、子育て世代が安心して暮らせることができます。それぞれの希望に応じ、家族を持ち、こどもを生み育てることや、こどもが安心して暮らせる地域をめざします。

○ 産業振興

・地元企業の生産性の向上、サービスの高付加価値化

本市は中小企業・小規模事業者が多くを占めており、地域経済の活性化を図るためには中小企業・小規模事業者の活力を向上させることが必要不可欠です。このため、地元企業のサービスの付加価値向上や生産性向上を図り、国内国外での販路拡大をめざします。

・新たな商売の創出

新しいビジネスチャンスが生まれることは、地域が持続可能な発展をしていくためには重要です。将来の可能性を見据えた新しいアイデアを受け入れ、起業・創業しやすい環境づくりをめざします。

・多様な働き方の推進

ライフスタイルに合わせた働き方を提供することは、地域内外からの人材を引きつけることにつながります。様々な人々が働きやすい環境を整えることで、地域の働き手の確保をめざします。

○ 歴史・文化

・地域資源の活用及び様々な地域との交流促進

国内外から多くの人が訪れてもらうためには、地域資源を磨き上げ、魅力的なスポットを創り出すことが必要です。本市にある米子城跡等の資源を活用し、郷土愛の醸成のほか、地域の活力向上をめざします。

○ 健康

・健康寿命の延伸

多くの人が健康で元気でいることが、にぎわい創出には重要です。地域全体で健康的なライフスタイルを推進し、疾病予防にも力を入れ、これらの取組を地域全体で協力して推進することで、地域の活力向上をめざします。

○ 安全・安心

・社会インフラの整備促進

道路、港湾、上下水道、消防等の整備は生活の質を向上させる要素となります。社会インフラの整備を進め、災害リスクの低減等を通じて住民の安全確保をめざします。

・地域防災力の強化

地域での人と人とのつながりは、災害時の対応において非常に重要となります。地域でのつながりを強化することで、災害時の助け合いが生まれる環境を整え、安心して暮らせる地域の実現をめざします。

○ 分野を横断する３の課題（少子化への対応、人材不足へ対応、ＤＸの推進）

社会情勢が変化し、市民ニーズが高度化・多様化する中では、横断的に取り組まなければ対応できない課題も少なくありません。産業、医療、介護、行政等の様々な分野において、特に、少子化、人材不足への対応、DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進などが求められています。このため、各分野ごとの課題のほかに、分野横断の課題として設定し、スピード感を持って課題解決に向けた取組を推進します。

8　第１次まちづくりビジョンの総括（振り返り）について

第１次まちづくりビジョンで掲げた７つの柱に紐づく「まちづくりの基本方向」毎の評価については、全 50 項目中、52%にあたる 26 件の取組が予定どおり又は予定以上に進捗しており、48%にあたる 24 件の取組が一定の進捗はあったものの、更なる進捗を図る必要があるとの総括になりました。

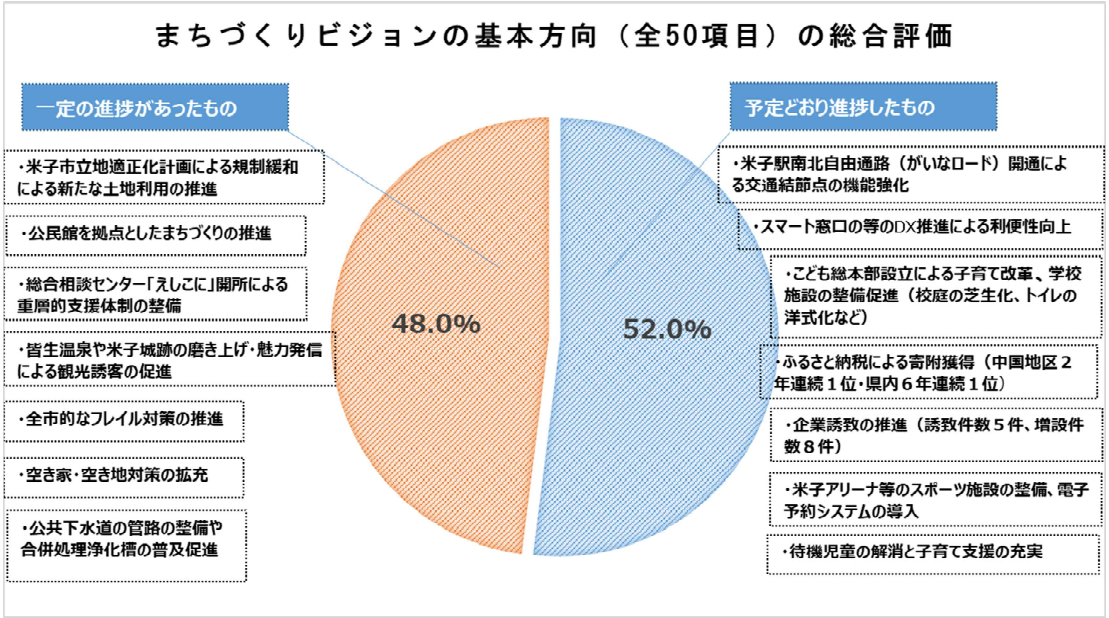

今後は、一定の進捗があったものの更なる進捗を図る必要がある取組の推進を図るとともに、第２次まちづくりビジョンにおいても、第１次まちづくりビジョンで柱建てした７つの基本目標の理念を基本的に引き継ぎながら、歩いて楽しいまちづくりなど、本市の特性をいかした地方創生の取組をより一層推進し、市民の皆様が日々の暮らしの中で喜びや充実感を実感できるようなまちづくりをめざしていきます。

第２部　基本構想（計画期間：令和７年度～令和 11 年度）

長期的な展望に立って市政を推進するため、基本構想として市の将来像を掲げ、その実現のための基本目標を定めます。

１　市の将来像

本市がめざすべき姿である市の将来像を

『住んで楽しいまち　よなご』
～新商都米子の創造に向けて～

とします。

「住んで楽しいまち」とは、誰もが生きる喜びを感じられ、人生の充実感を得ることができるまちです。人生の喜びや充実感は、人が成長し、物事が前進し、まちが発展するときに感じられるものです。

本市では、古くから「交通の要衝」と呼ばれた地の利を活かし、人々が進取の精神で物事に挑戦し、開放的な市民性とともに「商都米子」を築いてきました。「逃ぎょい逃ぎょい（逃げよう逃げよう）と米子に逃げて、逃げた米子で花が咲く」といわれたように、多くの人々が米子に来て成功を収め、まちの発展に貢献してきました。

これからの時代に、本市が 21 世紀に燦然と輝く地方都市として新たなる発展を遂げるためには、米子の人々が昔から大切にしてきた「挑戦する気概」や「開放的な市民性」を基にして、市民が共に生きる新しい商都を創り上げていくことが必要です。「新商都米子の創造」とは、このような市民の気概や市民性が大いに発揮されることで成し遂げられるものと考えます。

そして、これからの新しい挑戦の中で、人々が成長し、物事が前進し、まちの発展とともに市民が生きる喜びを感じ、人生の充実感を得られる「住んで楽しいまち　よなご」を市民と共に創ります。

２　まちづくりの基本目標

市の将来像『住んで楽しいまち　よなご』を実現するため、近年の社会情勢と地域特性から見える課題を踏まえ整理したまちづくりの考え方により、市政の柱となるまちづくりの基本目標を次のとおり掲げます。

１　交通基盤の充実と歩いて楽しいまちづくり

山陰の交通の要衝、東アジアのゲートウェイとして、交通基盤の整備の充実を図るとともに、「車中心」から「公共交通と歩行者中心」の空間へと転換し、人々が集い・憩い・多様な活動を繰り広げられるまちづくりを推進することにより、歩いて楽しいまち「米子」をめざします。

２　市民が主役・共生のまちづくり

市民の柔軟で自由な発想、活力を引き出し、共にまちづくりを推進するとともに、誰もが住み慣れた地域の中で安心して暮らせるよう、人権を尊重し、つながりを持って支え合う共生のまち「米子」をめざします。

３　教育・子育てのまちづくり

安心してこどもを生み育てられる切れ目ない子育て支援やすべてのこどもたちの最大限の成長をめざした教育に取り組むことにより、未来のまちづくりを担うこどもたちが心豊かにのびのびと育つまち「米子」をめざします。

４　地産外商のまちづくり

地域資源や地域産業をいかしたまちづくりを推進し、地産外商の取組等によりビジネスチャンスを広げ、地域全体で所得の向上を図ることで、稼げるまち「米子」をめざします。

５　歴史と文化に根差したまちづくり

本市の歴史・文化資源を保存・活用することにより、その価値や魅力を市民はもとより多くの方と共有し、にぎわいがあって、心豊かに暮らせるまち「米子」をめざします。

６　スポーツ健康まちづくり

スポーツに親しむことができる環境づくりや健康増進、フレイル対策等に取り組むことにより、人生１００年時代に誰もがずっと元気で健康に暮らせるまち「米子」をめざします。

７　災害に強いまちづくり

公共インフラ施設など快適な生活環境の整備促進、また、市と市民が一丸となって防災・減災に取り組むことにより、快適で災害に強い安心・安全なまち「米子」をめざします。

3　まちづくりの基本方向

第２次まちづくりの基本目標を達成するため、具体的に取り組む施策をまちづくりの基本方向として、次のとおり示します。

市の将来像	まちづくりの基本目標	まちづくりの基本方向
『住んで楽しいまち　よなご』～新商都米子の創造に向けて～	1　交通基盤の充実と歩いて楽しいまちづくり	1-1　広域的な交通基盤の整備
		1-2　地域公共交通体系の確立
		1-3　調和のとれた土地利用の実現
		1-4　米子駅周辺エリアのにぎわい創出
		1-5　角盤町・米子港・城下町周辺エリアのにぎわい創出
	2　市民が主役・共生のまちづくり	2-1　市民参加及び民間事業者等との連携協力
		2-2　公民館を拠点とした地域のまちづくりの推進
		2-3　地域福祉活動の推進
		2-4　障がい者（児）福祉の充実と共生社会の実現
		2-5　認知症施策の推進
		2-6　互いの人権を尊重し合うまちづくりの推進
		2-7　男女共同参画社会の形成
		2-8　国際的な地域間交流等の推進
		2-9　鳥取大学医学部及び米子工業高等専門学校等との連携
		2-10　国県・他自治体との連携協力
		2-11　誰もがデジタルの恩恵を受けられる社会の実現
		2-12　地球環境に配慮した社会の実現
	3　教育・子育てのまちづくり	3-1　在宅育児支援の充実
		3-2　子育て支援の充実
		3-3　こどもの特性や発達に合わせた適切で切れ目ない支援
		3-4　学校教育の充実
		3-5　学校施設の整備・充実
		3-6　児童・青少年の健全育成
		3-7　ふるさと教育の推進

市の将来像	まちづくりの基本目標	まちづくりの基本方向
『住んで楽しいまち　よなご』～新商都米子の創造に向けて～	**4　地産外商のまちづくり**	4-1　県外・海外マーケットへの進出支援
		4-2　成長産業の育成と新産業の創出
		4-3　企業誘致の推進
		4-4　雇用創出及び人材確保
		4-5　皆生温泉のまちづくり
		4-6　地域資源を活用した観光施策の推進
		4-7　ナイトタイムエコノミーの創出
		4-8　次世代につなぐ農業の推進
		4-9　農業基盤整備の推進
		4-10　地域特性をいかした漁業の振興
		4-11　シティプロモーションの推進と関係人口との連携強化
		4-12　移住定住の促進
	5　歴史と文化に根差したまちづくり	5-1　米子城跡の保存・活用・整備と魅力発信
		5-2　芸術文化活動の推進
		5-3　淀江エリアをはじめとした歴史・地域資源の活用
		5-4　町家の保存・活用の推進
	6　スポーツ健康まちづくり	6-1　すべての人がスポーツに親しむことのできる環境づくり
		6-2　スポーツを通じた地域の活性化
		6-3　生活習慣病予防の推進
		6-4　介護予防・フレイル対策の推進
	7　災害に強いまちづくり	7-1　公共インフラ施設の整備
		7-2　総合的な住宅政策の推進
		7-3　災害に強い施設・管路の整備
		7-4　持続可能な生活排水対策の推進
		7-5　危機管理体制の充実強化
		7-6　地域防災力の充実強化
		7-7　原子力災害対策の推進

第３部　基本計画（計画期間：令和７年度～令和１１年度）

【まちづくりの基本方向】　１-１　広域的な交通基盤の整備

【計画目標】

①高規格道路及び国、県道の整備促進を図り、都市間・拠点地域間を連携する高速交通ネットワーク形成のほか、幹線道路の機能を強化します。

②中国横断新幹線（伯備新幹線）及び山陰新幹線の整備推進に向けた取組を活性化させ、基本計画路線から整備計画路線への格上げをめざします。

③米子空港発着の航空路線の利用促進策を実施し、利用者数の増加を図るとともに、路線充実につながる取組を実施し、交通利便性の向上を図ります。

【現状と課題】

本市は、山陰自動車道と米子自動車道が交わり、山陰本線と伯備線、境線がつながるＪＲ米子駅、山陰唯一の国際定期航空路線がある米子鬼太郎空港などを有する山陰の交通の結節点であり、要衝です。

その特性をいかし、物流・人流の効率化をはじめ、産業振興、観光振興、防災機能など様々な分野で大きな効果を発揮するためには、社会やニーズの変化に対応できるように既存交通基盤の高度化や新たな交通基盤の構築を進める必要があります。

【主な取組】

①高規格道路及び国、県道の整備促進

・米子・境港間を結ぶ高規格道路の早期事業化及び連動したまちづくり
・中国横断自動車道岡山米子線の４車線化の早期実現
・山陰道の整備促進
・中海架橋の整備に向けた連携の推進

②中国横断新幹線（伯備新幹線）及び山陰新幹線の整備推進

・中国横断新幹線（伯備新幹線）整備推進会議を通じた「中国横断新幹線（伯備新幹線）」の国への要望活動等の実施
・山陰縦貫・超高速鉄道整備推進市町村会議を通じた「山陰新幹線」の国への要望活動等の実施

③米子空港利用者数の増加及び米子空港発着の路線の充実

・米子空港利用促進懇話会を通じた利用促進策や PR 活動の実施
・国や航空会社への新規路線就航に向けた要望活動の実施

【関連計画】

・米子市地域公共交通計画　・米子市都市計画マスタープラン　・国土強靭化地域計画

【まちづくりの基本方向】　1-2　地域公共交通体系の確立

【計画目標】

①バス路線を再編し、持続可能な公共交通体系を構築します。

②公共交通の利用促進策を展開し、利用者の増加を図ります。

【現状と課題】

本市の公共交通は、JR 山陰本線・伯備線・境線といった鉄道、JR 米子駅を起点とした路線バス、市内中心部や淀江地区を運行するコミュニティバス、タクシーによる構成で市内全域に公共交通サービスが提供され、市民の移動手段として利用されています。

しかしながら、人口減少、高齢化社会の進展や自家用車の利用拡大等によって、公共交通の利用者は減少傾向にあり、また、バスの運転手不足や労働時間規制に起因する減便等の危機に直面しています。

今後は、自家用車に過度に依存しない社会への誘導を図るとともに、徒歩、自転車、公共交通を含めた円滑な移動手段の確保のため、持続可能な公共交通体系を構築していく必要があります。

【主な取組】

<u>①持続可能な公共交通体系の構築</u>

・利用につながるバス路線の再編
・コミュニティバス等の新たな交通手段の導入と利便性向上に向けた改善
・鉄道を活用した公共交通体系の整備
・路線バスキャッシュレス化の促進
・自動運転など先進技術導入によるバス運行の効率化

<u>②公共交通の利用促進</u>

・イベントと連携した利用促進策の実施
・高齢者等の移動支援策の実施
・鉄道の利用促進策の実施
・利用者に分かりやすい公共交通の情報提供
・新たなモビリティサービス（MaaS 等）の活用促進

【関連計画】

・米子市地域公共交通計画

【まちづくりの基本方向】　1-3　調和のとれた土地利用の実現

【計画目標】

①まちなかと郊外の一体的な発展をめざします。

②都市公園の有効活用を推進します。

【現状と課題】

本市は、市域面積の約２割について市街化区域とし、住居系、商業系、工業系の用途地域による規制誘導を行い都市的な土地利用を図ってきました。その他の地域については、地域の特徴を活かし、農業振興地域を含めた豊かな自然と調和した土地利用を図ってきたところです。宅地開発、車社会の進展に伴い、市街地は緩やかに拡大し、商業、医療、福祉などの都市機能が郊外へ拡散する傾向が見られます。

今後、人口減少が進行するとともに、都市機能の拡散がさらに進めば、生活サービスの提供が困難になりかねないことから、まちなかと郊外のそれぞれの拠点に役割に応じた都市機能を集積させるとともに、公共交通によるネットワークを形成した持続可能なコンパクトなまちづくりが求められています。

また、都市公園は人々のレクリエーションの空間となるほか、良好な都市景観の形成、都市環境の改善、都市の防災性の向上、生物多様性の確保、豊かな地域づくりに資する交流の空間など多様な機能を有する都市の根幹的な施設です。

社会経済状況の変化や多様化する市民のニーズに対して都市公園のポテンシャルを最大限発揮し、有効に活用していくことが必要です。

【主な取組】

<u>①まちなかと郊外の一体的な発展</u>

・「米子市都市計画マスタープラン」及び「米子市立地適正化計画」に沿った土地利用の推進

・まちなかの土地利用の見直しや交通の利便性の高い駅周辺などを地域の拠点とするような土地利用の推進

・地域の特性・情勢を踏まえた公共施設跡地などの利活用の検討

<u>②都市公園の有効活用を推進</u>

・本市のまちづくり計画と調和のとれた利活用の推進

・地域住民等の利用者ニーズに基づいた利活用の促進

・地域住民や民間事業者等と連携した利活用の推進

【関連計画】

・米子市都市計画マスタープラン　　・米子市立地適正化計画

・米子市緑の基本計画　　・皆生温泉まちづくりビジョン

【まちづくりの基本方向】　1-4　米子駅周辺エリアのにぎわい創出

【計画目標】

①山陰地方の玄関口にふさわしく誰もが使いやすい空間として整備し、交通結節点としてのさらなる機能強化を図ります。

②新たに整備された駅南側を含め米子駅周辺エリアのにぎわいを創出し、地域活性化を図ります。

【現状と課題】

ＪＲ米子駅は、山陰地方の玄関口として利用されている主要駅ですが、その周辺は長い間、鉄道施設により南北に分断されていました。令和５年度に米子駅南北自由通路（通称：がいなロード）及び駅南広場の整備が完了し、米子駅周辺のまち構造は大きく変化するとともに、利便性の向上や米子駅の交通結節点としての機能強化が図られました。

一方、多くの人が利用し、公共交通が集積している駅北広場においては、歩車道の段差や歩行者動線の円滑化などが課題となっており、誰もが安全・安心で利用しやすい施設として整備を行う必要があります。また、米子駅周辺地区におけるウォーカブル推進事業※とあわせて、歩きやすく居心地の良い空間を創造することで、新たに整備された駅南側を含め駅周辺エリアのにぎわい創出に繋げていくことが求められています。

【主な取組】

<u>①米子駅の交通結節点としてのさらなる機能強化</u>

・誰もが安全・安心で利用しやすい駅北広場の整備

<u>②米子駅周辺エリアの活性化</u>

・米子駅周辺地区まちなかウォーカブル推進事業と併せた駅周辺のにぎわい創出の促進
・マルシェ等イベント開催への支援
・米子駅前通りの歩行空間の拡大
・道路空間（ほこみち)、広場、公園の利活用の促進
・駅南側エリアのにぎわい創出の促進
・駅南側エリアの規制緩和
・彫刻ロード等の地域資源を活用したにぎわい創出の促進

【関連計画】

・米子市都市計画マスタープラン　　・米子市国土強靭化地域計画
・米子市立地適正化計画　　・米子駅周辺地区都市再生整備計画

※ウォーカブル推進事業・・・車中心から人中心の空間へと転換を図る、まちなかの歩いて移動できる範囲において、滞在の快適性の向上を目的として市町村や民間事業者等が実施する、道路・公園・広場等の整備や修復・利活用、滞在環境の向上に資する取組

【まちづくりの基本方向】　1-5　角盤町・米子港・城下町周辺エリアのにぎわい創出

【計画目標】

①角盤町・米子港・城下町周辺エリアのにぎわいの創出を図ります。

②「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の形成をめざします。

【現状と課題】

本市のまちなかは、長い歴史のなかで行政、経済、文化、教育、医療、福祉、娯楽等、様々な都市機能が高度に集積されるとともに、道路、鉄道等の交通網もまちなかを起点に整備され、地域における社会経済活動や文化・市民活動等の中心としての役割を果たしてきました。しかしながら、宅地開発による市街地の拡散や車社会の進展などによる商業施設の郊外立地、消費行動の変化などにより、居住人口の減少や空き店舗の増加などまちなかの空洞化が進んでいます。

まちなかのにぎわいを取り戻すためには、これまでの取組はもとより、まちなかの魅力を高め、誰もが歩きたくなるという視点で官民が連携してまちづくりを進める必要があります。

また、鳥取県内唯一の特定機能病院である鳥取大学医学部附属病院が湊山公園を使用した再整備を予定しており、病院と周辺環境の親和性を高める新たなまちなかの形成が進んでいます。今後、まちなかのにぎわい創出をより一層推進するためには、鳥取大学医学部附属病院の再整備と連動し、医療、福祉、教育、文化等様々なまちづくりを連携して進める必要があります。

【主な取組】

<u>①角盤町・米子港・城下町周辺エリアの活性化</u>

・空き店舗対策の推進（空き店舗への新規出店及び利活用に係る支援）
・マルシェ等イベント開催への支援
・道路空間（ほこみち）、広場、公園の利活用の促進
・公会堂を活用した角盤町・朝日町周辺の活性化

<u>②「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の形成</u>

・まちなかウォーカブル推進事業の推進
・「中海・錦海かわまちづくり計画」に基づくまちづくりの推進
・鳥取大学医学部附属病院の再整備と連動したまちづくりの推進
・「歩いて楽しいウォーキングルート」の設定及び情報発信の強化
・歴史文化や町家を活かした城下町周辺エリアのまちづくりの推進

【関連計画】

・中海・錦海かわまちづくり計画
・角盤町周辺地区都市再生整備計画
・米子港周辺地区都市再生整備計画

【まちづくりの基本方向】　2-1　市民参加及び民間事業者等との連携協力

【計画目標】

①地域で活動する団体との連携・協力を推進します。

②民間事業者等との連携・協力を推進します。

【現状と課題】

少子高齢化の進行、人口減少社会の到来や住民ニーズの多様化・高度化など行政を取り巻く環境が大きく変化し、行政サービスの実施主体は「行政」、その受け手が「住民・民間事業者等」という従来の関係性では、住民ニーズに十分かつ継続的に対応することが困難になっています。

市民へよりよいサービスを継続して提供するため、市民や民間事業者をはじめとする地域の多様な主体との連携・協力を図り、住民目線での気付きや民間ならではの柔軟で自由な発想、ノウハウの積極的活用など、効率的・効果的な手法によりまちづくりを推進する必要があります。

【主な取組】

①地域組織、ボランティア団体等との連携・協力の推進

・米子市民自治基本条例の考え方に基づいたまちづくりの推進

・審議会における市民意見の反映等による市民参加の推進

・市民によるまちづくり活動に対する多様な支援

②民間事業者等との連携・協力の推進

・公民連携対話窓口「いっしょにやらいや※1」の活用による民間事業者等のまちづくりへの参加促進

・公共施設整備における PPP※2/PFI※3 手法の優先的検討

・地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の活用の推進

【関連計画】

・米子市行財政改革大綱・実施計画

※1 民間事業者等の柔軟で自由な発想による提案を受け付ける窓口。提案者と市が対話を通じて提案の実現をめざす。

※2 Public Private Partnership の略。行政と民間が連携して公共サービスの提供を行うもの。

※3 Private Finance Initiative の略。民間の資金と経営能力・技術力(ノウハウ)を活用し、公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営を行う手法。

【まちづくりの基本方向】　２-２　公民館を拠点とした地域のまちづくりの推進

【計画目標】

①各種地域活動が今後も継続できるよう、必要となる環境整備に取り組みます。

②地域の課題解決などまちづくり拠点機能の強化を図るとともに、地域の皆さんの利用促進を図ります。

③地域の実情に応じて取り組まれる、多様な主体によるまちづくり活動を支援し、コミュニティの維持・強化を図ります。

【現状と課題】

近年、少子高齢化や人口減少に伴う自治会等の活力の低下、地域活動への参加者減少など、地域コミュニティの衰退が危惧されています。また、住民ニーズが多様化、複雑化している中で、地域活動を持続可能なものとするためには「地域コミュニティの充実」とこれを支える活動拠点や体制の整備が求められています。

本市においては、人口減少が著しく、高齢化が進んでいる地域もあれば、若い世代をはじめ人口が増加傾向にある地域もあり、それぞれの地域課題はさらに多様化しています。また、本市の公民館は、生涯学習の場であると同時に、地域コミュニティの拠点施設として地域に深くかかわってきましたが、環境問題や防災・防犯などの様々な地域課題への対応、行政だけでなく地域も協力してまちづくりを支える仕組など、地域の拠点としての位置づけは、ますます重要になっています。

そこで、公民館がこれまで培ってきた地域との関係をいかしながら、地域住民が継続して主体的に活動することができるような体制整備を行い、それぞれの地域の実情に応じた地域のまちづくりを推進していく必要があります。

【主な取組】

<u>①様々な自治活動の持続性確保</u>

・自治会をはじめとする各種団体活動の充実強化
・各地区における団体等が行う各種取組の整理・統合による地域活動の効率化
・啓発活動や自治会未加入集合住宅とのつながり構築など、自治会加入の促進
・デジタル化推進やサポーター制度の拡充など、自治会活動の負担軽減

<u>②公民館を拠点としたまちづくりの推進強化</u>

・まちづくり拠点としての機能強化を踏まえた人的体制整備
・地域活動支援員や地域福祉活動支援員によるチーム支援など、地域課題解決に向けたきめ細かなサポートの推進
・施設開放や手続き簡略化など公民館の利用促進

<u>③地域に応じた新たな住民自治の創造</u>

・まちづくり協議会など公民館を拠点としたまちづくり活動の支援
・中学校区単位を含め、重層的なまちづくり活動の推進

【まちづくりの基本方向】　2-3　地域福祉活動の推進

【計画目標】

①えしこに（ふれあいの里総合相談支援センター）を拠点として、重層的支援体制整備事業を推進します。

【現状と課題】

人口減少や住民ニーズの多様化などの社会情勢の変化により、地域福祉活動の担い手の不足や高齢化、自治会等の住民団体の活力の低下が顕著となっており、住民同士の支え合いの基盤が低下してきています。

また、単身世帯の増加、働き方の多様化、インターネットの普及などの社会構造の変化により、家庭や地域、職場などにおける人とのつながりが希薄となっており、誰もが孤独・孤立に陥りやすい状況となっています。このような状況を背景に、既存の制度や公的サービスだけでは解決が困難な生活課題を、地域の中で受け止めることができず、問題が深刻化するケースも多くなっています。

福祉の制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係性を超えて、地域住民や住民組織、福祉関係団体、企業等の地域の多様な主体が互いに連携し、人と人、人と社会資源が世代や分野を超えてつながり、住民一人ひとりが生きがいを持って暮らし、地域をともに創っていくことが求められています。

【主な取組】

①えしこに（ふれあいの里総合相談支援センター）を拠点とした重層的支援体制整備事業※1の推進

・日常生活圏域※2 ごとのチーム編成による全市的な住民主体の活動支援と個別課題の相談支援
・属性や世代を問わない包括的な相談支援
・複雑化・複合化した課題に応じた多機関との協働支援
・支援が必要な人に対するアウトリーチ等を通じた継続的支援
・地域の社会資源の活用及び開発による制度の狭間にある個別ニーズに対応した支援
・地域社会から孤独・孤立を防ぐための地域における多世代交流や多様な活躍の場の確保
・成年後見制度の利用を始めとする権利擁護支援の推進

【関連計画】

・米子市地域福祉計画・地域福祉活動計画（米子市地域”つながる”福祉プラン）

※1　重層的支援体制整備事業
社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項に基づき、市町村において、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施することにより、地域住民の複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備することを目的とした事業。

※2　日常生活圏域
地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案した区域であり、本市においては 11 中学校区をいう。

【まちづくりの基本方向】　２-４　障がい者（児）福祉の充実と共生社会の実現

【計画目標】

①障がい者の日常生活及び社会に対する総合的な支援を行います。
②障がいに対する理解の促進に取り組みます。

【現状と課題】

本市では、相談支援体制の整備や長期入院者等の地域生活への移行などに取り組んでいますが、本人や親の高齢化など家族を含めた支援体制の充実や医療的ケアが必要な方や重度の障がいがある方への支援など、地域における障がい福祉サービスの提供体制の充実が課題となっています。

障がいのある人が、住み慣れた地域で必要な支援を受けながら、安心して暮らすことができる共生社会の実現のため、障がい福祉の取組だけでなく、高齢者やこどもなど他の福祉分野や関係機関との連携を図っていくことが求められています。

また、障がいのある人が、文化芸術活動やスポーツ、地域活動など社会のあらゆる活動に参加し、自分らしい生活ができるよう、移動や意思疎通を制限し、社会参加を制約している様々な障壁を取り除くとともに、誰もが障がい特性を理解し配慮ができるよう市民の理解を進めていくことも重要です。

【主な取組】

<u>①障がい者の日常生活及び社会に対する総合的な支援</u>

・障がい福祉サービスの充実及び相談支援体制の強化
・日常生活における支援体制の充実（障がい者・高齢者等のごみ出し支援など）
・文化芸術活動・スポーツなど障がい者の社会参加の促進
・地域移行、地域定着の取組の推進
・手話言語をはじめとする意思疎通支援の推進

<u>②障がいに対する理解の促進と障がいのある人の権利擁護、意思決定支援の推進</u>

・あいサポート運動等を通じた障がい理解の促進
・障がい者虐待防止の推進
・障害者差別解消法の理解の促進

【関連計画】

・米子市障がい者支援プラン 2024

【まちづくりの基本方向】　2-5　認知症施策の推進

【計画目標】

①誰もがなり得る認知症について、広く社会の理解を進め、地域の中で共生できる社会づくりをめざし、どこにいても安心して暮らすことができる手法を検討していきます。

②認知症基本法に明記された共生社会の実現に向けて、各種施策について、認知症の人の視点に立ち、認知症の人や家族等と共に推進します。

【現状と課題】

急速な高齢化の進展に伴い、今後も認知症の人の増加が見込まれます。本市では、これまでも認知症の理解啓発や支援体制の充実などに取り組んできたところですが、認知症になることを受け入れることが難しい状況や、認知症の人が社会的に孤立したり認知症の人の意思が十分に尊重されない状況がいまだにみられます。

年齢にかかわらず、自分自身やその家族、友人、職場の同僚など、今や誰もが認知症になり得ることから、市民一人ひとりが認知症を自分ごととして理解し、自分らしい暮らしを続けていくことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に実施することが必要です。また、施策の推進にあたっては、令和６年１月に施行された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の内容等を踏まえ、認知症の人やその家族等が当事者として参画した施策づくりに取り組みます。

①市民一人ひとりが認知症を自分ごととして捉える理解の増進

・認知症サポーター養成講座及び認知症サポーターステップアップ講座の開催
・啓発・交流イベントの開催

②認知症の人・家族等を地域で支え合うための体制づくり

・地域における相談支援体制の強化
・認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進
・認知症の人及び家族同士がつながるピアサポート活動の支援

③認知症の人本人の声を尊重した施策づくり

・「米子市認知症施策を考える会（オレンジの会）」への認知症の人と家族の参画

【関連計画】

・第９期米子市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

【まちづくりの基本方向】　2-6　互いの人権を尊重し合うまちづくりの推進

【計画目標】

①社会における人権啓発の推進により、同和問題（部落差別）をはじめとした様々な人権課題への正しい理解と認識の深化を図り、「人権尊重都市よなご」の実現をめざします。

②学校における人権教育の充実や地域全体での人権教育の推進により、地域の人権文化の形成を図ります。

【現状と課題】

本市では、市民一人ひとりが安心して、自信を持って、自由に生活できる社会、「人権尊重都市よなご」の実現をめざして、部落差別をはじめあらゆる差別の解消を推進してきました。しかし、差別は今なお存在しており、本市が実施している人権問題市民意識調査においては、人権意識の高まりがみられるものの、差別が現存している事実を現実のこととしてとらえられていないという結果が出ています。また、近年、外国人や同和問題（部落差別）などに関するインターネット上の人権侵害や多様な性のあり方に関する人権問題、ハラスメントに関する問題など、人権課題が多様化しています。

このため、様々な人権課題について、市民が正しい理解と認識を深め、差別解消のための行動を取れるよう、引き続き社会教育と学校教育の両面から、地域の人権文化の形成に向けた取組を推進します。

【主な取組】

①社会における人権啓発の推進

・人権教育地域懇談会（小地域懇談会）、各種講演会、研修会等の開催による、差別の解消に向けた意識啓発の推進
・多様化、複雑化する人権問題に関する相談体制の強化
・隣保館運営事業や地区会館運営事業をはじめとする同和対策事業の充実

②学校における人権教育の推進

・豊かな人間関係を築く人権教育の推進
・同和問題（部落差別）をはじめとする人権課題に関する教育の推進
・保育所、幼稚園、学校、PTA などの連携による人権教育推進ネットワークの形成
・人権教育を推進する人材の育成

【関連計画】

・米子市人権施策基本方針・推進プラン
・米子市人権教育基本方針・推進プラン

【まちづくりの基本方向】　2-7　男女共同参画社会の形成

【計画目標】

①男女共同参画の視点に立った啓発を行い、意識改革を推進します。

②男女共同参画社会形成のための環境づくりにより、女性の活躍を推進します。

【現状と課題】

男女共同参画社会の実現に向け、米子市では米子市男女共同参画推進条例のもと、啓発活動をはじめとした様々な施策を推進してきました。

本市が実施した市民意識調査から、様々な場面で、依然として性別による固定的な役割分担意識や不平等感は残っていることがうかがえます。また、DV などの様々な形態での人権侵害も存在している中、被害にあっても「相談しなかった」という回答割合が増えていることなど懸念され、課題が生じています。

引き続き、家庭、学校、職場、地域など社会全体で、性別に関わりなく一人ひとりの個性や能力を発揮することができるように意識啓発を行い、こどもの頃から男女共同参画について学ぶ環境を整えるとともに、女性があらゆる分野で活躍できる環境を整えることも重要です。そして、希望する誰もが自分らしくいきいきと活躍できる社会をめざしていくためには、多様性を互いに認め合う社会（ダイバーシティ）の推進は不可欠です。市民や事業者、関係団体などと協働し、様々な視点から男女共同参画に向けた取組を進めていく必要があります。

【主な取組】

<u>①男女共同参画の意識啓発</u>

・男女共同参画に関する各種講座などの開催

・男女共同参画センターを拠点とした啓発活動等の推進

<u>②男女共同参画社会形成のための環境づくりの推進</u>

・市の審議会などでの女性委員の登用促進

・ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

・希望に応じて働ける環境づくりの推進

・ＤＶ被害者などの相談体制の充実と防止に向けた取組の推進

【関連計画】

・米子市男女共同参画推進計画

【まちづくりの基本方向】　2-８　国際的な地域間交流等の推進

【計画目標】

①地域の国際化を進め、国際的視野を持った人材育成に取り組みます。
②友好・姉妹都市及び諸外国との交流を推進します。
③外国人住民にとっても暮らしやすい環境づくりに取り組みます。

【現状と課題】

本市は、中国保定市と友好都市の締結を、韓国東草市と姉妹都市提携を行い、文化・スポーツなどを通して地域レベルの交流を行ってきました。地方都市レベルの交流は、異文化理解など諸外国との相互理解の推進と地域の国際化や未来の地域づくりを担う人材育成につながることから、コロナ禍で一時停滞した国際的な地域間交流の動きを再び推進していく必要があります。

また、本市における外国人住民の人口は増加傾向にあり、今後もグローバル化の進展や人手不足の深刻化などに伴い外国人労働者や留学生の増加が予想されるとともに、在留期間が無期限の「永住者」の人数が徐々に増加しており、緩やかな定住化の傾向が見られることから、外国人住民を地域社会を構成する一員として受け入れる環境整備に取り組む必要があります。

【主な取組】

①地域の国際化の推進と国際的視野を持った人材育成

・異文化の体験、語学講座など国際理解に関する事業の推進
・異文化の紹介など学校や地域における国際理解に関する事業への支援
・異文化の紹介や体験などを通じた外国人住民と日本人住民の交流の促進

②友好・姉妹都市及び諸外国との交流の推進

・保定市・東草市との友好姉妹都市の節目を契機とした交流の活性化
・環日本海拠点都市会議を通じた連携・交流の推進
・民間団体を主体とした市民による諸外国との交流活動への支援及び交流の推進
・米子空港に国際線就航している都市との交流の推進

③外国人住民にとっても暮らしやすい環境づくり

・相談体制の充実など関係機関との連携・協力による外国人住民への支援
・多言語・やさしい日本語、多様なメディアによる行政・生活情報の提供
・市役所窓口、学校教育等におけるコミュニケーション支援の充実

【まちづくりの基本方向】　２-９　鳥取大学医学部及び米子工業高等専門学校等との連携

【計画目標】

①鳥取大学医学部との連携を強化します。

②米子工業高等専門学校との連携を強化します。

③YMCA 米子医療福祉専門学校及びその他高等教育機関との連携を強化します。

【現状と課題】

本市にある鳥取大学医学部、米子工業高等専門学校、YMCA 米子医療福祉専門学校などの高等教育機関は、教育面では教育・研究環境の充実、専門的な知識・技術を有する人材の育成及び輩出、経済面では雇用創出や新産業創出、まちづくりでは政策形成・立案過程での有識者・学生の参画など、本市の地域活性化に大きな役割をはたしています。

高等教育機関が持つ知識、技術等を様々な分野の取組に取り入れることで、医療、介護、教育、産業など多方面で相乗効果や新たな効果が期待でき、地域の活性化や地域住民の福祉向上につながります。今後もより緊密に連携を図り、学生の地元定着や、地域の人材育成、産業振興等の地域活性化に資する連携プロジェクトを実施するなど、取組を進める必要があります。

【主な取組】

①鳥取大学医学部との連携を強化

・医療・福祉のまちづくり

・地域医療を支える特色ある医療の情報発信

・各部署の事業を通じた連携強化

・鳥取大学医学部附属病院の再整備に係る連携の強化及び情報発信

・ふるさと納税を活用した地域活性化に資する連携プロジェクトの実施

②米子工業高等専門学校との連携を強化

・都市づくり、ものづくり等のまちづくりの推進

・振興協力会を通じた会員地元企業等連携の推進

・ふるさと納税を活用した地域活性化に資する連携プロジェクトの実施

③ＹＭＣＡ米子医療福祉専門学校及びその他高等教育機関との連携を強化

・各種教育機関がもつ知的資源、技術をいかしたまちづくりの推進

【まちづくりの基本方向】　2-10　国県・他自治体との連携協力

【計画目標】

①鳥取県西部圏域の市町村との連携強化を図ります。
②中海・宍道湖・大山圏域の市町村と県境を越えた連携強化を図ります。
③国、県等との連携強化を図ります。

【現状と課題】

急激な人口減少・少子化、高齢化が進行していく中、地方において、買い物、移動、医療・福祉など住民の暮らしを支えるサービスが維持できなくなることが懸念されるとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大等により、社会の仕組みや人の価値観が大きく変化しました。特に様々な分野でデジタル化が進み、IoT、ロボット、人工知能（AI)、ビッグデータといった新たな技術の発展により、行政のあり方、住民の生活様式が大きく変わり、地域課題もより一層多様化、複雑化し、個々の自治体だけでは解決できない課題も更に増えています。

このような社会情勢の変化に対応し、地域の維持と一体的な発展を図るためには、自治体が連携して共通する地域課題の解決、地域経済の活性化等に取り組む必要があります。特に、インフラの整備の推進、インバウンド誘客による観光振興、地域の次世代を担う人材確保・育成等において連携強化を推進することにより、将来にわたって安心して暮らし続けられる持続可能な圏域をつくっていくことが求められています。

【主な取組】

①鳥取県西部圏域における共通課題解決に向けた取組の推進

・鳥取県西部地域振興協議会の活動促進
・圏域の共通課題である交通インフラの整備促進に向けた活動の充実
・鳥取県西部広域行政管理組合などの共同処理事務の充実・強化

②中海・宍道湖・大山圏域市長会を通じた圏域の一体的発展の促進

・中海・宍道湖・大山圏域振興ビジョン、中海・宍道湖・大山圏域地方版総合戦略に基づく取組の促進
・中海圏域定住自立圏共生ビジョンに基づく取組の推進
・圏域の共通課題である交通インフラの整備促進に向けた活動の充実

③国、県との連携強化

・施策・事業などに関する意見交換・情報収集の推進
・国、県に対する要望活動の実施
・全国市長会、中国市長会、鳥取県市長会を通じた要望活動の実施

【関連計画】

・鳥取県西部広域市町村圏計画
・中海圏域定住自立圏共生ビジョン
・中海・宍道湖・大山圏域振興ビジョン
・中海・宍道湖・大山圏域市長会　地方版総合戦略

【まちづくりの基本方向】　2-11　誰もがデジタルの恩恵を受けられる社会の実現

【計画目標】

①DX（デジタル・トランスフォーメーション）の実現に向けた取組を加速させ、市民の利便性向上と業務の効率化を図ります。

②デジタルスキル向上の支援を行うなどデジタルデバイド対策に努め地域全体のデジタル化を促進します。

【現状と課題】

国内外において、AI をはじめとするデジタル技術の発展は目覚しく、膨大なデータを活用し、新たな価値やサービスが生み出されています。これらの先進的な技術やサービスにより、老若男女問わず、誰もが便利なサービスを利用し、時間やコストが削減される社会が実現しつつあります。

本市においても、これらの技術やサービスを積極的に活用し、市民サービス向上と事務の効率化を両立することが求められています。 デジタル技術を活用して地域の課題に対して柔軟に取り組んでいくことは、地域コミュニティの結束を高め、少子高齢化や都市と地方の格差などの課題を解決するとともに、地域経済の発展に寄与することにつながります。

その一方で、デジタル技術やデジタルサービスの利用において様々な理由によりデジタルデバイド（情報格差）が生じており、デジタルデバイドの解消は、デジタル社会の発展にとって重要な課題であると認識しています。

【主な取組】

<u>①自治体 DX の推進</u>

・業務システム標準化の確実な実施
・データ利活用の推進
・オンライン手続き、電子申請サービスの拡充
・デジタル人材の育成と業務効率化の推進

<u>②地域社会 DX の推進</u>

・地域における DX の推進（公共交通、医療・健康、デジタル地域通貨など）
・デジタルデバイド対策の推進

【関連計画】

米子市情報化基本計画、米子市デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画

【まちづくりの基本方向】　２-12　地球環境に配慮した社会の実現

【計画目標】

①脱炭素社会の実現に向け、行政及び民間企業等が協働し、全市的な取組を推進します。
②循環型社会への転換に向けた取組を推進します。
③中海の湿地環境の保全・再生と賢明な利用を促進します。
④公害対策と身近な環境問題の適切な問題解決をします。

【現状と課題】

温室効果ガスの排出による地球温暖化や海洋ごみ汚染は、生態系に深刻な影響を及ぼしています。その対策として、再生可能エネルギーの導入、省エネルギー化、気候変動適応策といった脱炭素化に向けた取組の推進や天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減する循環型社会の構築に向けて、更なるごみの減量化として、４Ｒ（リフューズ（断る）・リデュース（減量化）・リユース（再使用）・リサイクル（再生利用））を推進し、持続可能な消費と生産が確保される社会を構築していく必要があります。

また、本市は、日野川流域に広がる平野部と大山山麓から中国山地につながる丘陵地により形成され、ラムサール条約登録湿地である中海とそこに生息する多様な野生動植物など、素晴らしい自然環境に恵まれています。この豊かな自然と、健康で快適に生活することができる環境を守り、次世代に伝えるため、私たちを取り巻く幅広い環境問題に対し、一人ひとりが自ら学び、考え、一体となって取り組んでいく必要があります。

【主な取組】

<u>①脱炭素社会の実現をめざした取組推進</u>
・再生可能エネルギーの導入推進
・省エネルギー化の推進
・気候変動適応策の推進

<u>②循環型社会への転換に向けた取組推進</u>
・４Ｒの推進
・食品ロスの削減に向けた取組推進
・廃棄物の適正処理の推進

<u>③自然共生社会をめざした取組推進</u>
・森林・農地・湿地・海の適切な利用
・生態系の保全

<u>④安全・安心社会をめざした取組推進</u>
・生活環境の保全
・美しいまちづくりの推進

【関連計画】

・第２次米子市環境基本計画（令和７年度中間見直し）
・第４次米子市一般廃棄物処理基本計画（令和７年度第５次計画策定）

【まちづくりの基本方向】　3-1　在宅育児支援の充実

【計画目標】

①切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健施策の充実により、乳幼児の健康と安全を守ります。
②在宅育児への充実により、子育て負担の軽減を図ります。

【現状と課題】

本市では、乳幼児の健康と安全を守り、子育て家庭を支援するため、赤ちゃん訪問、乳幼児健康診査、養育支援、育児相談などに取り組んでいますが、急速に進行する少子高齢化、核家族化など家庭環境や地域における子育てをめぐる環境の著しい変化の中で、育児不安、孤立感を抱えている子育て家庭への支援、虐待のリスクのある家庭への支援など、社会の変化に合わせた対策が求められています。

このため、すべての妊産婦や子育て家庭に対し子育ての負担の軽減や育児不安の解消などに向けた施策の充実を図り、家庭や地域における、こどもを生み育てやすい環境の整備とともに虐待の未然防止に努めます。

【主な取組】

①切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健施策の充実

・乳幼児健康診査の充実
・赤ちゃん訪問事業の充実
・産後ケア事業の充実

②在宅育児支援の充実

・情報提供や保護者間の交流による子育て不安の解消
・親子で参加できるイベントや講習会の開催による子育ての負担軽減
・子育て支援センターの充実

【関連計画】

・米子市母子保健計画
・米子市こども計画

【まちづくりの基本方向】　3-2　子育て支援の充実

【計画目標】

①「こどもの居場所」の拡充に努めます。

②インクルーシブ保育を推進するため、保育士の確保と保育の質を向上に努めます。

③保育の供給量を適正に確保するとともに、公立保育所の統合・建替えによる保育環境及び子育て支援の充実に努めます。

【現状と課題】

核家族化の進行、生活スタイルの多様化による社会の変化や、また、近年の猛暑などにより屋外での活動が制約されるなか、天候に左右されない場を含めたこどもの居場所づくりの展開の必要性が益々高まっています。

また、放課後児童クラブにおいては、待機児童が発生している一方で、指導員の人材確保が難しくなってきており、働きながら子育てをする家庭を支援するために、放課後児童クラブのほか、地域の方々の協力による放課後こども教室等の様々なこどもの居場所の確保も求められています。

保育現場では、保育におけるインクルージョンの推進が求められており、様々な保育ニーズに応えるため、今後、益々保育士の確保とスキルの向上が課題となってきています。

また、保育について、引き続き、ニーズに応じた適正な供給量を確保するとともに、地域の保育ニーズに柔軟に対応し、保育環境及び子育て支援の充実を図るため、公立保育所の統合・建替えによる地域の子育て拠点の整備を引き続き推進する必要があります。

【主な取組】

①放課後等のこどもの居場所の拡充

・既存の施設などを活用した「放課後等のこどもの居場所」の拡充

・待機児童解消に向けたなかよし学級の体制整備

②インクルーシブ保育の推進と保育士の確保・保育の質の向上

・医療的ケア児や障がい児を受け入れるための体制の構築

・様々な関係機関等と連携した保育士確保の施策の展開

・研修機会の充実による保育の質の向上

③保育の供給量の適正確保及び公立保育所の統合・建替えによる保育環境及び子育て支援の充実

・ニーズに応じた保育の供給量の適正な確保

・公立保育所の統合・建替えによる保育環境及び地域子育て支援の充実

【関連計画】

・米子市こども計画

【まちづくりの基本方向】　3-3　こどもの特性や発達に合わせた適切で切れ目ない支援

【計画目標】

①こどもの特性の早期把握及び個々の特性に応じた支援を行います。
②関係機関の連携により発達に合わせた切れ目ない支援を行います。
③幼稚園、保育所等と小学校との円滑な接続の推進を図ります。

【現状と課題】

核家族化の進行や地域とのつながりの希薄化、生活スタイルの多様化など、子育てや家庭教育を支える環境が大きく変化しており、困りごとや悩みを抱える保護者が増加しています。また、こどもの発達段階や個々の特性により、必要となる支援も多様化しており、就学時における円滑な支援のため、就学前教育と学校教育との連携強化の必要性がこれまで以上に高まってきています。

このため、医療・保健・福祉・教育等、関係機関が連携し、こどもの特性を早期に把握し、こどもの発達にあわせた切れ目ない支援を行う必要があります。

また、就学前の育ちや学びが就学後に滑らかにつながるよう、幼児教育から小学校教育への円滑な接続を図る必要があります。

【主な取組】

①こどもの特性の早期把握及び個々の特性に応じた支援

・5 歳児よなごっこ健診や医療機関との連携によるこどもの特性の早期把握
・こども総合相談窓口（米子市こども家庭センター）での子育て相談の充実
・特別支援学級、通級指導教室の充実や通常の学級における指導の配慮等による個々の特性に応じた支援

②関係機関の連携による発達段階に合わせた切れ目ない支援

・保護者、保育機関、教育機関等の情報交換による引継体制の充実
・オープンスクール（就学前の学校体験）による環境変化へスムーズに対応するための支援
・課題ごとの情報共有や授業、課外活動を通じた相互交流等による米子市版小中一貫教育の推進

③幼稚園、保育所等と小学校との円滑な接続の推進

・小学校区単位での幼・保・小接続カリキュラム活用・改善
・研修等の様々な機会を通じた幼稚園、保育所等と小学校の職員同士の相互理解の促進
・１年生アドバイザー活用事業による就学前後の切れ目ない支援の実施

【関連計画】

・米子市こども計画

【まちづくりの基本方向】　3-4　学校教育の充実

【計画目標】
①豊かな人間性と創造をもったこどもの育成を図ります。
②確かな学力を身につけたこどもの育成を図ります。
③健康でたくましく、命を大切にするこどもの育成を図ります
④地域とともにある学校づくりを推進します。

【現状と課題】

こどもたちを取り巻く社会は、少子高齢化や情報化、国際化などが急速に進展し、変化し続けています。学校生活においては、価値観の多様化や家庭生活の変化などによる、こどもたちの社会性の低下や規範意識の希薄化、いじめや不登校など様々な課題が生じてきています。

そして災害に対する危機管理意識の高まりとともに、生活における危険から身を守る態度や実践力を育むことが求められています。こうした社会をこどもたちが生き抜くために、知（確かな学力)、徳（豊かな人間性)、体（健康・体力）の調和のとれた「生きる力」を育む教育を推進する必要があります。

【主な取組】

①豊かな人間性と想像力をもったこどもの育成
・充実した道徳教育とボランティア活動等の実施による心の教育の充実
・児童生徒の自治的な力を育む取組の推進
・違いを認め合い、他者への思いやりと自尊感情を高める指導による人権教育の充実
・多様な学びの場の充実と将来的な社会的自立を実現する不登校対策の推進

②確かな学力を身につけたこどもの育成
・知識・技能の定着と思考力・判断力・表現力及び学びに向かう力を育てる教育の充実
・個に応じたきめ細やかな特別支援教育の推進
・英語に親しむ態度やコミュニケーション能力の育成
・学校図書館の利活用による読書週間の形成
・ICT の活用による授業の充実と情報モラルの育成
・一人ひとりの実態を把握し個々の教育的ニーズに応えるための通常の学級、通級指導教室、特別支援学級といった多様な学びの場の保障

③健康でたくましく、命を大切にするこどもの育成
・指導方法の工夫改善による児童生徒の体力・運動能力の向上
・運動の楽しさや喜びを通して健康増進する意欲と実践力の育成
・定期健康診断と健康、食育に関する保健指導による健康教育の充実
・喫煙、飲酒、薬物乱用、メディア依存等の防止と、自他の生命を尊重する心を育む命の教育の充実
・具体的な場面を想定した防災教育の推進による、災害や生活における危険から身を守る実践力の育成

④コミュニティ・スクールを基盤とした「地域とともにある学校づくり」の推進
・地域住民等へのコミュニティ・スクールの理解促進
・学校運営協議会における熟議の活性化に向けた支援
・地域学校協働活動推進員への支援

【関連計画】　・米子市教育振興基本計画

【まちづくりの基本方向】　3-5　学校施設の整備・充実

【計画目標】

①学校施設の整備・充実を図ります。

②美保中学校区義務教育学校の整備促進を図ります。

【現状と課題】

本市の学校施設は、全公共施設面積の 30%以上の面積を占めていますが、その多くは昭和 40 年代から昭和 50 年代の急激な人口増加に伴う児童生徒数の増加に合わせて集中的に整備されたもので、老朽化が進行しています。

学校施設はこどもたちの学習・生活の場であり、充実した学びと心身の成長のために、機能的な施設環境を整えるとともに、快適で、十分な安全性・防災性・防犯性と衛生的な環境を備えた安心・安全なものとする必要があります。

さらに、学校施設における環境への負荷低減や教育内容・方法等の変化、教育の情報化、バリアフリー化等の様々な社会的要請に適切に対応するため、教育環境の充実を図ることが求められており、学校施設の老朽化対策とそれに合わせた施設の機能向上は重要な課題となっています。

また、米子市立学校校区審議会答申に基づき、崎津小学校、大篠津小学校及び和田小学校並びに美保中学校を廃止し、本市では初めてとなる施設一体型の美保中学校区義務教育学校を設置する校舎整備に加え、同一敷地内に 2 公立保育所（崎津保育園及び小鳩保育園）を統合した認定こども園を設置し、幼保小中連携型の施設整備を進める必要があります。

【主な取組】

①学校施設の整備・充実

・学校施設の長寿命化改修

・学校トイレの洋式化・乾式化改修、照明の LED 化等による施設の機能向上

・校庭芝生化の推進

②美保中学校区義務教育学校の整備

・義務教育 9 年間を一貫して教育できる施設整備

・幼保小連携を推進するための施設整備

【関連計画】

・米子市公共施設等総合管理計画

・米子市学校施設の長寿命化計画

【まちづくりの基本方向】　3-6　児童・青少年の健全育成

【計画目標】

①体験・交流活動の充実に努めます。

②児童・青少年の安心安全な環境を確保し、健全育成を推進します。

③すべてのこどもたちが健やかに育成されるための環境を整えるため、こどもの貧困対策を推進します。

【現状と課題】

近年、スマートフォンやインターネットの普及により、インターネットを使用したいじめや個人情報の拡散などの問題が発生しているほか、地域とのつながりの希薄化や他者との交流不足から社交性や社会性の欠如につながるなど、児童・青少年の健全な成長への影響が懸念されています。また、国の調査によると、日本のこどもの約９人に１人が経済的に困難な状況にあるとされており、すべてのこどもたちが生まれ育った環境によって将来を左右されることなく、自分の未来を切り開いていけるよう、健やかに育成される環境を整備することが求められています。

次代の社会を担う児童・青少年を様々な被害から守り、安心・安全な環境を確保し、健やかでたくましく学び生き抜く力を身に付けるため、家庭・学校・地域・行政が連携して、安心・安全な環境を確保し、地域全体で見守り育てる必要があります。

【主な取組】

①体験・交流活動の充実

・米子市児童文化センターの利用促進

・米子市子ども会連合会の活動支援

②児童・青少年の安心・安全な環境の確保と健全育成

・少年指導委員及び少年育成センターの活動の推進

・放課後等におけるこどもの居場所づくり

③すべてのこどもたちが健やかに育成されるための環境整備

・貧困世帯等への学習支援（こども☆みらい塾）の運営

・こども食堂等への支援

【関連計画】

・米子市教育振興基本計画

・米子市こども計画

【まちづくりの基本方向】　3-7　ふるさと教育の推進

【計画目標】

①ふるさと米子に学び、ふるさとへの愛着や誇りをもつ人材の育成を図ります。

【現状と課題】

少子化や都市圏への若者の流出による人口減少が加速する中、持続可能で活力ある地域社会を維持していくために、ふるさと教育を推進し、ふるさとを支える人材の育成を図ることで、若者の将来的なふるさとへの定着、定住につなげていくことが求められています。

ふるさと教育の推進に当たっては、幼児期から高等学校までの各段階に応じて、地域の自然や環境・文化財や産業・先人の業績など、ふるさとについて理解を深めるとともに、その良さや課題を認識することで、地域の未来の担い手として、ふるさとに愛着を持ち、ふるさとに貢献したいという意識の醸成を図っていくことが必要です。

また、学校給食では、毎月 19 日の食育の日に設定している 「いきいきこめっこデー」 を中心に地場産物をより多く取り入れた献立や米子市に伝わる郷土料理、伝統料理など特色ある給食を積極的に提供し、ふるさとへの愛着や誇りをもつ人材の育成に努めています。しかし、食を支える社会環境が大きく変化し、食に対する価値観やライフスタイルが多様化する中、こどもたちのふるさとの食文化に関する意識を十分に高めることが困難となることが懸念されます。

今後も、地場産物を使用した献立や郷土料理等を積極的に取り入れ、ふるさと米子の食や魅力、生産者等の思いを伝えていくことで、こどもたちが地域の自然、文化、産業などに関する理解を深め、感謝の気持ちやふるさとへの愛着や誇りをさらに高めていくよう、学校・家庭・地域と連携して食育を推進していく必要があります。

【主な取組】

<u>①ふるさと米子に学び、ふるさとへの愛着や誇りをもつ人材の育成</u>

・米子の豊かな自然や歴史・文化遺産、先人の業績などを学ぶふるさと教育の充実
・ボランティア活動等を通じた、地域の一員としての社会参画意識の醸成
・探究学習や職場体験を通じたキャリア育成の充実と若者の将来的な地元定着の促進
・高等学校などと連携したふるさと教育の推進
・探究学習の成果発表及び交流の場の提供
・地元企業や民間団体と連携したふるさと教育の充実
・学校給食における食育の推進

【関連計画】

・米子市教育振興基本計画
・第２期米子市食育推進計画

【まちづくりの基本方向】　4-1　県外・海外マーケットへの進出支援

【計画目標】

①地元企業の国内外の需要の変化を捉えた新たな市場の開拓への支援を行います。

②地元企業の競争力強化・新事業展開の促進、新規創業に向けた支援を行います。

【現状と課題】

地域の雇用・経済を支える民間事業所の多くは中小企業ですが、経済活動のグローバル化、少子高齢化の急速な進行により経済的・社会的環境が大きく変化するなか、その多くは、経営資金の調達、人材の確保、新たな設備投資、販路の拡大などの様々な領域において厳しい状況に置かれています。

本市の持続的な経済発展のためには、地域経済の要である中小企業の振興が不可欠です。中小企業の経営基盤の強化や国内外の需要の変化を捉えた新たな市場の開拓など、中小企業が成長できる環境づくりに地域社会全体で連携・協働して取り組んでいく必要があります。

【主な取組】

①国内外の需要の変化を捉えた新たな市場の開拓

・商談会や展示会への参加、ＥＣ（電子商取引）の活用など販路拡大の取組への支援
・ふるさと納税制度を活用した地域産品の PR への支援
・台北市等への海外展開を含む地産外商の促進
・中海・宍道湖・大山圏域市長会で実施するビジネスマッチング商談会の実施

②中小企業者等の競争力強化及び新規創業、新事業展開への支援

・中小企業の生産性向上に係る取組への支援
・企業・創業、新事業展開への支援
・関係機関と連携した事業承継に係る支援

【関連計画】

・米子市中小企業者等振興行動計画

【まちづくりの基本方向】　4-2　成長産業の育成と新産業の創出

【計画目標】

①地域資源を活用したエネルギー事業等の成長産業の育成に取り組みます。

②産学金官・医工連携を推進し、先端技術産業の分野を中心とした新産業の創出に取り組みます。

【現状と課題】

全国の多くの地域では、地域経済循環が確立できず、生産、分配、消費、投資の各場面で、地域外に資金が流出しているため、地域における所得増加につながっていません。この現状を打開するため、経済循環構造を再構築し、持続的な経済基盤をつくる必要があります。そのためには、人口減少が進行している地域においては、企業の生産性向上や商品・サービスの高付加価値化などによる、“稼ぐ力”の強化が必要不可欠です。

成長産業の育成や新産業の創出は、地域内で生産される付加価値や雇用所得の増大だけでなく、投資や消費の増加にもつながります。このため、地域内にある新電力会社と連携したエネルギー事業等の成長産業の育成や、学術機関や公的試験機関等が持つ知識や技術、医療・介護分野のニーズの集積など、本市の地域資源や強みをいかして、先端技術産業の分野を中心とした新産業の創出に取り組む必要があります。

【主な取組】

①エネルギー事業等の成長産業の育成

・地域資源を活用したエネルギー事業の拡大

②新産業創出に向けた取組

・産学金官・医工連携を中心とした、市内企業等の新商品開発や技術向上、新分野進出等への支援

・バイオ関連事業の育成

【関連計画】

・米子市中小企業者等振興行動計画

【まちづくりの基本方向】　4-3　企業誘致の推進

【計画目標】

①企業誘致を推進します。

②企業立地に適した産業用地を確保します。

【現状と課題】

本市では、進出希望企業に対する用地や雇用確保への協力・支援、設備投資等に対する経済的支援といったこれまでの企業誘致の推進の取組により、地域経済の活性化や雇用機会の拡大に一定の成果を上げているところです。

物価高騰等により経済状況の不透明感が続き、今後人口減少が進行する中で、市民の生活を支えるためには、将来にわたる安定した雇用の確保はもちろん、地方にない就職先を求めて流出する若年層を地元に留めるとともに、Uターン就職を望む県外学卒者等への選択肢を増やすため、多様かつ魅力ある企業の誘致を実現させることが必要です。

あわせて、誘致企業の受け皿となる環境を整備するため、企業ニーズや雇用情勢、経済動向を踏まえた産業用地の確保を進めていく必要があります。

【主な取組】

①多様かつ魅力ある企業誘致の推進

・米子市関西事務所の活用および鳥取県の関西・名古屋・東京本部との連携

・米子市ふるさと応援アンバサダーの活用

②企業立地に適した産業用地の確保

・企業ニーズや経済情勢に合わせた次期産業用地の候補地選定

・造成に係る手法等の検討及び用地の確保

【関連計画】

・米子市中小企業者等振興行動計画

【まちづくりの基本方向】　4-4　雇用創出及び人材確保

【計画目標】

①地元企業や国・県・学校関係者等との連携を図り、人手不足に対応すると共に新規学卒者等の就労支援を行います。

②就業者及び離職者の学び直しによる職業能力の向上を推進します。

【現状と課題】

本格的な人口減少社会が到来する中、都市部の大企業が採用活動を活発化させている一方、中小企業及び小規模事業者が多い本市を含む地方では、多くの企業で人手不足が深刻な問題となっています。

また、若年層を中心に、主に大都市圏へ流出する傾向が続いており、今後は特に若年層の労働力人口が減少すると予想されます。新規学卒者等の若年層の県外流出は、地域や地元企業の情報に触れる機会が少ないことも要因のひとつとなっていることから、地元企業や関係機関と連携した効果的かつ効率的な情報を発信することによって、U ターン就職及び地元定住化を促進する必要があります。加えて、人手不足解消のためには、企業における業務効率化の推進や、女性、高齢者、障がいのある方、外国人等の多様な人が働ける環境を整備する必要があります。

さらに、変化が激しい現代社会において、雇用の安定化を図るためには、就業者及び離職者の個々人が学び直しによる職業能力の向上を図ることが必要となっています。

【主な取組】

<u>①人手不足への対応と就労支援の促進</u>

・求人情報等の発信事業による企業の求人活動支援と若者の就職活動支援
・企業や国・県・学校関係者等の雇用対策関係機関との連携強化による就労支援の充実
・業務効率化のための DX 人材育成の支援
・関係機関・関係団体と連携した、多様な人（外国人等）が働ける環境整備等の促進

<u>②就業者及び離職者の職業能力の向上の推進</u>

・職業能力の開発及び向上に必要な講座等の受講費用等の補助
・国・県との連携による、社会状況に応じたリスキリング施策の充実

【関連計画】

・米子市中小企業者等振興行動計画

【まちづくりの基本方向】　4-5　皆生温泉のまちづくり

【計画目標】

①皆生温泉の魅力向上を図ります。

【現状と課題】

皆生温泉は山陰最大級の温泉地として多くの観光客を集めており、評価の高い旅館も複数あります。一方、皆生温泉エリア全体の温泉地としての特徴や面としての魅力が十分に評価されているとは言いがたく、エリア全体の魅力を高めていく必要があります。

また、皆生温泉の宿泊者数は、コロナ禍により一時的に落ち込んだものの、令和5年はコロナ禍前の水準である40万人程度まで回復しましたが、閑散期や平時対策による宿泊者数の平準化、高付加価値化などを推進する必要があります。

課題解決に向け、「皆生温泉エリア経営実行委員会」をはじめとした公民連携の取組を中心に、「皆生温泉まちづくりビジョン」に掲げる、ブランド向上、ネットワーク強化、コンテンツ創出及びインフラ構築を柱としたアクションプランを実行し、エリア全体の魅力向上につなげ、訪れたくなる温泉地づくりをめざすとともに、インバウンド誘客なども推進することで、稼げる温泉地の実現をめざします。

【主な取組】

<u>①皆生温泉の魅力の向上と観光マネタイズの促進</u>

・市内外の観光コンテンツと皆生温泉の連携強化
・観光事業者等とのネットワーク強化
・マリンアクティビティ等のコンテンツ創出
・閑散期対策の推進

【関連計画】

・皆生温泉まちづくりビジョン

【まちづくりの基本方向】　4-6　地域資源を活用した観光施策の推進

【計画目標】

①地域資源を活用したマネタイズの促進をめざします。
②広域連携による観光振興を図り、圏域の観光客数の増加をめざします。
③訪日客の入込客数の増加をめざします。

【現状と課題】

本市には、皆生温泉のほかに米子城跡や城下町、淀江地域の史跡などの歴史的、文化的な地域資源に加え、様々な食文化のコンテンツがあります。また、交通インフラの整備や情報化社会の進展等により、国内外の観光客が行政区域の枠を超え、より多くの観光地を周遊するなど観光の楽しみ方も広域化、多様化するとともに、韓国、香港、台湾等の東アジア圏等からの訪日リピーターが増えています。

こうした状況のなか、観光資源の特徴をいかし、日中、夜間それぞれに楽しめるようなイベントの開催や見せ方の工夫、さらには、観光資源や滞在エリアの回遊性を高めるための観光案内看板の設置などの受入環境整備によって、本市への訪問者の滞在時間の延長を促し、宿泊及び夜間の消費の増加を図っていく必要があります。

また、こうした取組には、行政区域を超えた民間事業者等の知見をいかした取組やインバウンド対策の充実も不可欠です。このため、事業者の取組に応じた適切かつきめ細やかな支援を行うとともに、業界を担う人材の育成、新たな素材の掘り起こしなども必要です。

【主な取組】

<u>①地域資源を活用したマネタイズの促進</u>

・米子城跡・城下町観光、食文化等の地域資源を活用したコンテンツ造成
・飲食やイベント等のコンテンツの充実
・案内看板等の観光インフラの整備による回遊性の向上
・関係団体との連携によるサイクリストの聖地化に向けた取組の推進

<u>②広域連携による観光振興</u>

・広域観光連携組織との連携強化による地域資源のブランディング
・地域資源の情報発信と広域観光周遊の促進
・韓国、香港、台湾等東アジアのゲートウェイ機能を活かした誘客促進

<u>③訪日客の入込客数の増加</u>

・国外に向けた情報発信
・国際観光案内所の運営等
・訪日客受入環境の整備

【まちづくりの基本方向】　4-7　ナイトタイムエコノミーの創出

【計画目標】
①夜の時間を楽しむことができる店舗・施設の増加を図ります。
②夜の時間を安心・安全に楽しむことができる公共空間づくりに取り組みます。

【現状と課題】

本市には、夜の時間帯に過ごせるような施設が少ないため、国内外からの観光客数は増加傾向にあるものの、そのニーズに十分に応えられているとは言えません。

また、米子駅周辺、角盤町・朝日町周辺の繁華街は、コロナ前は居酒屋等の飲食店と二次会の社交飲食店でにぎわっていましたが、コロナ以降は、一次会のみで終了するといった消費行動の変化が見られるようになりました。

こうした状況において、夜間の消費機会を拡大し、地域経済の活性化を図るためには、市内への宿泊や夜間の滞在を促すような、新たな魅力を有する店舗・施設を増やす取組を進めるとともに、ナイトタイムを安心・安全に楽しめる環境整備を行っていく必要があります。

【主な取組】

①店舗・施設の整備への支援

・朝日町周辺エリアの夜間滞在を促すような、新たな魅力を有する店舗・施設の整備への支援
・飲食店等のインバウンド受入れ環境整備の推進

②公共空間の活用・整備

・朝日町周辺エリアの道路照明灯等の整備
・民間事業者等と連携した施設及び通りのライトアップの実施
・ナイトタイムレコードをはじめとする文化施設を活用した各種イベントの実施
・皆生温泉エリアの灯りをいかした取組の推進

【まちづくりの基本方向】　4-8　次世代につなぐ農業の推進

【計画目標】

①多用な担い手の育成・確保を図ります。
②優良農地の保全と農地集積を図ります。
③農業経営の安定・強化を支援します。
④地域計画を策定した地区を支援します。

【現状と課題】

近年の食生活の変化による農産物の販売額減少や異常気象の頻発等による農業経営の不安定さから、主に若年層の農業経営離れが進み、農家の高齢化や後継者不足が問題となっています。それに伴い、本市では特に弓浜地区の畑作地帯で農地の荒廃化が進んでおり、自然環境の保全や水源かん養等の農地の多面的な機能が失われるおそれがあります。このような状況を踏まえ、農業を次世代につなぐためには、地域での維持活動に加え、関係機関と連携し、新規参入の支援体制を充実させる取組を進め、認定農業者等の多様な担い手を育成・確保していく必要があります。

また、農業を持続的に発展させ、担い手が安心して農業に従事できるようにするため、優良農地の保全と利用集積の促進により経営規模の拡大を図るとともに、経営の安定・強化に向けて、省力化、生産性向上のための支援、本市の特産農産物の高付加価値化・生産振興、地産地消の促進による安定した需要の確保、地域計画を策定した地区に対して、地域の実情を踏まえた検証を行い、計画実行に向けた各種支援を推進していく必要があります。

【主な取組】

<u>①多様な担い手の育成・確保</u>

・認定農業者の育成　・新規就農者、親元就農者の支援　・農業への法人参入の促進
・集落営農の推進　・農業に係る青年の活動の支援

<u>②優良農地の保全と農地集積</u>

・農地中間管理事業による農地集積の促進
・荒廃農地の再生事業の推進
・農業、農村が有する自然環境の保全や水源かん養等の多面的機能の維持、発揮の推進

<u>③農業経営の安定・強化</u>

・水田の積極的な活用による主食用米、飼料用米、大豆、白ねぎ、ブロッコリー等の生産振興
・GIブランド「伯州美人」をはじめとした白ねぎ、ブロッコリー、にんじん、かんしょ、梨、柿等の特産物の生産振興
・スマート農業導入の支援
・畜産振興を図る施策の推進
・有害鳥獣対策の推進

<u>④地域計画の推進</u>

・地域計画を策定した地区の推進
・地域の実情に応じた農林業者へ各種支援を推進

【まちづくりの基本方向】　4-9　農業基盤整備の推進

【計画目標】

①農業基盤の長寿命化を図り、農業生産性の向上、担い手を育成・確保しやすい環境づくり及び荒廃農地の解消をめざします。

【現状と課題】

昭和30年代から50年代にかけて、市内の多くの地区のほ場整備を実施したため、現在では土地改良施設の老朽化が進み、それに伴う農業生産能力の低下が見られます。また、農業従事者の高齢化や後継者等の担い手不足によって、施設の維持管理能力が今後ますます低下することが懸念されています。

このような状況を踏まえ、土地改良施設の整備、施設機能の維持・向上に向けた機能保全対策及びほ場整備事業等を推進することによって、農業基盤の長寿命化を図るとともに、農業生産性の向上、担い手を育成・確保しやすい環境づくり及び荒廃農地の解消をめざしていく必要があります。

【主な取組】

①農業農村整備事業の推進

・ほ場整備事業の推進
・土地改良施設の整備の推進

【まちづくりの基本方向】　4 -10　地域特性を活かした漁業の振興

【計画目標】

①漁業生産力や付加価値の向上を図るとともに、漁業従事者を確保・育成します。

②漁港の整備による機能保全を図ります。

【現状と課題】

本市では、刺網、定置網、釣り、採貝などによる沿岸漁業が中心ですが、マサバ、ヒラメ、サーモンなど付加価値のある魚種の陸上養殖も行われてきています。近年では、以前多く獲れていた主力魚種の激減で水揚げ額が大きく減少していることが課題となっています。

また、漁港の整備については、昭和５０年前後に造られた施設が残っており、適切な管理と修繕が必要です。

【主な取組】

①漁業生産力や付加価値の向上及び漁業従事者の確保・育成

・稚貝・稚魚の人口種苗放流事業の支援

・養殖事業者の生産量増大に係る取組の支援

・担い手を育成するための漁業研修事業の支援

②漁港の整備

・漁港機能の機能保全計画に基づく保全工事の実施

【まちづくりの基本方向】　4 -11　シティプロモーションの推進と関係人口との連携強化

【計画目標】

①シビックプライドの醸成と本市認知度の向上を図ります

②関係人口の拡大・濃密化を図ります

【現状と課題】

本市は自然や交通インフラをはじめ、医療・介護環境等からなる全国有数の「暮らしやすさ」のほか、皆生温泉やNHK番組で最強の城に選ばれた米子城跡などの多様な地域資源を有しながらも、現状はスポット的な発信しかできておらず、米子市に対する愛着や誇り（シビックプライド）の醸成及び全国的な知名度が充分とは言えません。

このような状況を踏まえ、将来的な定住人口及び交流人口の維持・拡大を図るためには、地域住民や民間事業者等を含む市全体で本市の魅力を市内外に積極的に情報発信することにより、シビックプライドの醸成を図るとともに、全国的な知名度を高めていく必要があります。それと同時に、こどもの頃から、郷土の自然や歴史・文化に加え、地域づくりを実践してこられた方などについて認識を深めることで、ふるさとへの愛着や誇りを高めていくことも重要です。

あわせて、地域の担い手は減少する中、本市の出身者やふるさと納税の寄附者等、本市に愛着を持ち、応援しようという思いを持っている方と継続的なつながりを持ち、地域の担い手としてその活躍を促すことが、地域の活力を維持・発展させるために求められています。

【主な取組】

<u>①シビックプライドの醸成と本市認知度の向上</u>

・あらゆる分野における情報発信の強化

・市民や地元企業、団体等との有機的な連携による地域情報の発信

・本市の様々な情報を盛り込んだメールマガジンの配信、SNS等を活用した発信

<u>②関係人口の拡大・濃密化</u>

・ふるさと納税制度を活用した関係人口の拡大

・メールマガジンを活用した特定のターゲット層への情報発信

・二地域居住等、多様なライフスタイルに対応した関係人口の獲得

・形成した関係人口に米子のまちづくりに関わっていただくプログラムの造成

【まちづくりの基本方向】　4 -12　移住定住の促進

【計画目標】

①本市への移住定住の促進に向け、各種施策及び本市の魅力発信の充実を図ります。

②未婚晩婚化対策を実施し、少子化の抑制と若者の定住定着を促進します。

【現状と課題】

全国的に人口減少が進行していますが、本市も例外ではなく、地域社会の担い手の減少、消費市場・地方経済の縮小など、様々な問題が生じており、これらの社会的、経済的問題の解消が課題となっています。

本市は恵まれた自然環境に加え、交通、医療・介護環境などの生活環境が充実し、コンパクトにまとまったまちであり、自然に囲まれた田舎暮らしを満喫しながら、利便性を求めることも可能であり、いいとこ取りの暮らしができるという強みがあります。本市の活力を維持し、持続可能なものとしていくためには、このような暮らしやすさや魅力を PR していきながら、首都圏や関西圏などの地域を幅広く視野に入れ、多様な生活様式に対応した移住定住施策をより一層推進することで地域の活力を維持していく必要があります。

また、婚姻の状況については未婚晩婚化が進んでいます。今後は未婚晩婚化等による少子化により本市の人口減少が進み地域の活力に影響を及ぼすと危惧されます。本市の活力を維持していくためには、結婚支援等の取組をいっそう推進することで人口減少を可能な限り緩やかにしていく必要があります。

【主な取組】

<u>①移住定住の促進</u>

・移住に繋がる情報発信の充実（シティプロモーション動画の活用など）

・二地域居住等、新たな生活様式に対応した移住支援の充実

<u>②未婚晩婚化対策</u>

・婚活イベントなどによる出会いの場づくり

・他団体との連携による結婚支援に関する情報発信

【まちづくりの基本方向】　5-1　米子城跡の保存・活用・整備と魅力発信

【計画目標】

①米子城跡の保存整備の推進を図っていきます。

②米子城跡の魅力発信に向けた各種事業を展開します。

【現状と課題】

国指定史跡米子城跡については、本市の貴重な文化財として「史跡米子城跡保存活用計画」及び「史跡米子城跡整備基本計画」に基づいた保存整備を実施し、市内外に向けて米子城跡の魅力等の発信に取り組んでいます。

今後も、史跡として適切な保護を図るため、計画的な整備を行うとともに、米子城跡の歴史的価値や保護に向けた整備に理解を深めてもらえるように整備内容の周知に努めていきます。

また、観光資源として城跡や城下町の魅力に触れてもらうため、ハード・ソフトの両面にわたり各種事業を展開していきます。

【主な取組】

①米子城跡保存整備事業の推進

・発掘調査等による現状の把握

・整備内容の検討及び方針決定

・計画的な整備事業の実施・周知

②米子城跡の魅力発信事業の展開

・石垣ライトアップや現地説明会の実施

・広報物や SNS 等による情報発信の強化

・他機関等との連携による文化財保存・活用に係る啓発の実施

【関連計画】

・米子市文化財保存活用地域計画

・史跡米子城跡保存活用計画

・史跡米子城跡整備基本計画

【まちづくりの基本方向】　5-2　芸術文化活動の推進

【計画目標】

①優れた芸術文化を鑑賞できる機会の充実と、芸術文化を通じた賑わいのある地域の創出を図ります。

②市民が芸術文化に取り組める活動の場や発表機会など、文化芸術の環境づくりに努め、文化施設の利用促進を図ります。

③将来のまちづくりを見据えた文化施設の改修に取り組みます。

【現状と課題】

文化芸術は人々の心を豊かにし、日々の暮らしに潤いや安らぎを与えています。本市では、美術館やホール施設において、多くの市民が優れた文化芸術を気軽に鑑賞する機会を提供するとともに、市美術展覧会や音楽祭、秋の文化祭等の参加型事業を展開し、市民の文化芸術に対する活動意欲の向上を図っています。また、他分野の関係団体とも連携しながら、文化芸術を通じた地域の振興やにぎわい創出にも取り組んでいます。

今後も、市民が自己表現や創造性を発揮できる機会を提供し、文化芸術に親しみ、活発的に文化芸術活動へ参加できる環境づくりに努めていくとともに、市民や文化団体、関係機関等との連携を一層深めながら、鑑賞の機会の提供、情報発信、地域のにぎわい創出を図っていきます。あわせて、文化施設の再編も視野に入れ、主として老朽化した文化施設の保全的な改修を実施しながら施設機能の維持を図り、芸術文化活動に支障をきたさないように、安全性と利便性の向上に努めていきます。

【主な取組】

①多様性に富んだ文化芸術を鑑賞できる機会の充実と文化芸術を通じた、地域のにぎわいの創出

・美術館において郷土にゆかりのある収蔵作品展や、社会のトレンドを踏まえた特別展覧会の企画・開催

・ホール施設において、あらゆるジャンルの音楽をはじめ、ダンス、落語、朗読劇等、多様な鑑賞機会の提供

・文化芸術と観光、経済、まちづくり等、他分野が連携した地域のにぎわいの創出

・世代を超えた多くの市民が、優れた文化芸術を鑑賞する機会を充実させることによる、文化芸術を担う人材の育成

②文化芸術活動の場や発表機会等の環境づくりを通じた、文化施設の利用促進

・文化芸術に関するワークショップや講座の開催

・市美術展覧会や市音楽祭、秋の文化祭等を通じた、文化芸術活動の発表機会の提供

③将来のまちづくりを見据えた文化施設の改修

・各文化施設の構造や機能に応じた、計画的かつ効果的な施設の改修

【まちづくりの基本方向】　5-3　淀江エリアをはじめとした歴史・地域資源の活用

【計画目標】

①伯耆古代の丘エリアのにぎわいづくりに取り組みます。

②地域資源を活用したまちづくりを進めます。

【現状と課題】

淀江地区には、国の史跡に指定されている妻木晩田遺跡、上淀廃寺跡、向山古墳群や重要文化財・石馬などの歴史文化遺産や名水百選の「天の真名井」、因伯の名水「本宮の泉」に代表される豊かな自然に恵まれており、これらの特色ある地域資源をいかしたまちづくりを進めているところです。中でも伯耆古代の丘エリアには、歴史・文化的価値の高い史跡等が集積しており、観光・文化施設として淀江ゆめ温泉、伯耆古代の丘公園、上淀白鳳の丘展示館、県立むきばんだ史跡公園があり、これらを活用した地域の活性化が求められています。

また、鎌倉時代に築城が始まったとされる尾高城跡が令和6年に国史跡に指定されました。そのため、今後も尾高城跡の利活用に向けた取組を進めていく必要があります。本市全体のにぎわいを創出するため、個々の施設の利用に留まらずエリアを周遊する仕組みづくりを確立するため、施設間での連携や相互の情報発信など、各史跡や施設を一体としてPRすることが求められています。

【主な取組】

<u>①伯耆古代の丘エリアの活性化</u>

・伯耆古代の丘公園を中心とした周辺の再整備

・エリア全体の史跡のストーリー性のある魅せ方と施設間連携

・エリア全体の情報発信の充実と新たなにぎわいの創出

<u>②地域資源を活用したまちづくりの推進</u>

・地域と連携した歴史など特色ある地域資源の活用や伝統文化の保存・継承

・尾高城跡の利活用の推進及び整備内容の検討

【関連計画】

・伯耆古代の丘エリア活性化構想

・米子市文化財保存活用地域計画

【まちづくりの基本方向】　5-4　町家の保存・活用の推進

【計画目標】

①歴史的な景観等の保全のため、町家の保存・活用を推進します。

【現状と課題】

本市は古くから「山陰の商都」として栄えてきました。本市の中心市街地には、江戸末期から昭和前期に建築された歴史的な町家が多く残っており、米子市中心市街地の都市形成の要素となっていますが、所有者の高齢化や跡継ぎの不在などによって、管理が困難となり、年々空き家が増えています。

今後、城下町米子の町家を保全・活用していくためには、国の文化財登録制度の活用を検討するとともに、町家の町並みを活かした、宿泊施設、文化施設、二地域居住者向けの住宅など、さまざまな形で活用を図る必要があります。

【主な取組】

①町家の保存・活用の推進

・城下町の町家・町並みの調査研究
・歴史文化遺産保存活用支援団体の育成・指定
・登録有形文化財制度を活用した城下町の歴史的建造物の文化財登録と保存活用
・町家の改修費補助等の実施
・二地域居住への対応など町家の新たな活用方法の検討

【関連計画】

・米子市住生活基本計画
・第２次米子市空家等対策計画
・米子市文化財保存活用地域計画

【まちづくりの基本方向】　6-1　すべての人がスポーツに親しむことのできる環境づくり

【計画目標】

①ライフステージに応じて誰もがスポーツに親しむ機会を充実させます。

②スポーツ施設や学校体育施設等、誰もがスポーツを楽しめる環境を整備します。

【現状と課題】

本市には、体育館・野球場・テニスコート・プール・陸上競技場等のスポーツ施設があるほか、学校教育に支障のない範囲で小・中学校の学校体育施設を一般に開放することによって、誰もがスポーツに親しむことのできる環境づくりに努めており、年間で延べ 100 万人以上が利用しています。

今後、スポーツに参加する人口の一層の拡大をめざし、特に、現在はスポーツ実施率が比較的低い働き盛り世代や障がい者の実施率の向上を図るため、個々の世代・関心・適性等のライフステージに応じて誰もがスポーツに親しむ機会を充実させていく必要があります。

あわせて、市内には、昭和の時代に整備され老朽化が進んでいるスポーツ施設が増加しており、老朽化対応とともに、ユニバーサルデザイン化等時代のニーズに合った機能強化についても検討を進め、計画的に改修・整備を行う必要があります。

【主な取組】

<u>①スポーツに親しむ機会の充実</u>

・少年スポーツ教室・大会等の子供の健全育成につながるスポーツ活動の充実
・市主催大会等健康増進に寄与する成人のスポーツへの参加促進とスポーツ活動の充実
・障がい者と健常者が一緒にできるユニバーサルスポーツ活動の充実
・サイクリング・ウォーキングイベントの普及促進に向けた各種取組の推進
・ねんりんピックレガシーの継承と発展

<u>②スポーツを楽しむ環境の整備</u>

・老朽化対応及び時代のニーズに合わせたスポーツ施設の改修
・米子アリーナの整備促進とスポーツを通じた共生社会形成への寄与
・学校体育施設の開放

【関連計画】

・米子市スポーツ推進計画
・米子市公共施設等総合管理計画、個別施設計画

【まちづくりの基本方向】　6-2　スポーツを通じた地域の活性化

【計画目標】

①スポーツツーリズム等による交流人口の拡大や地域経済の活性化を推進します。

②スポーツを通じた国際交流、地域のスポーツ活動への参加及び地元のスポーツチームの応援を促進します。

【現状と課題】

スポーツには、イベントへの参加や試合の観戦、観光を組み合わせたスポーツツーリズム等でその地域を訪れスポーツファンや観光客などによって地域を活性化させる効果があります。本市では、全日本トライアスロン皆生大会や皆生・大山 SEA TO SUMMIT 等の全国規模のスポーツ大会が開催され、市内外から多くの参加者が集まっています。こうしたイベントを継続・拡大することによって、本市の交流人口の拡大と地域経済の活性化を図っていく必要があります。

また、スポーツを通じた国際交流による多様性を尊重する人材の育成、地域のスポーツ活動への参加促進によって培われる災害発生時等非常時にも住民同士が支え合えるコミュニティづくり、地元のスポーツチームの応援による地域の一体感の醸成等、スポーツには個人の健康増進以外にもいろいろな面で地域住民を元気にする効果もあります。

このため、様々なスポーツの取組を引き続き実施し、地域全体の活性化を図っていく必要があります。

【主な取組】

①スポーツツーリズム等の推進

・全日本トライアスロン皆生大会、皆生・大山 SEA TO SUMMIT 等アウトドアスポーツイベントの開催支援
・ワールドマスターズゲームズ等各種大会の開催支援
・国民スポーツ大会、全国障害者スポーツ大会の開催準備
・スポーツ大会及び大学生等の合宿の誘致

②スポーツを通じた地域活性化

・スポーツ関連事業者との連携によるまちづくりの推進
・オリンピック・パラリンピック等の出場における地元ゆかり選手への各種支援
・アジア国際ユースサッカーの実施等スポーツを通じた国際交流の推進
・公民館活動をはじめとする地域におけるスポーツ活動への参加の促進
・ガイナーレ鳥取等地域のスポーツチームの応援の促進

【関連計画】

・米子市スポーツ推進計画

【まちづくりの基本方向】　6-3　生活習慣病予防の推進

【計画目標】

①特定健診の結果から受診者の健康状態を把握し、生活習慣改善の支援を強化します。

②生活習慣病予防推進のため、より良い生活習慣についての周知を図ります。

【現状と課題】

本市は生活習慣に起因する「がん」「心疾患」「脳血管疾患」の死亡者が全体の半数を占め、脳血管疾患や腎不全の標準化死亡比が全国を上回っています。健診結果ではメタボリックシンドロームの該当者や予備群の割合が増加傾向となっており、生活習慣病は自覚症状がなく、気付かないうちに進行するため、啓発など健診受診者の拡大に努め、特定保健指導をはじめとする生活習慣病対策の推進が必要です。

また、健やかな生活習慣を意識し、健康寿命の延伸を図るために、生活習慣病の発症予防、疾病の早期発見、早期治療、重症化予防を推進していくことが大切です。適切な食事や運動習慣等、より良い生活習慣を意識し、生涯にわたり健康づくりに取り組めるよう、広く生活習慣の大切さを周知することが必要です。

【主な取組】

①健診受診者の拡大

・生活習慣病をテーマにした医師の講演会を実施

・保険者協議会等様々な関係機関と連携した、受診習慣のない層への啓発

②特定保健指導対象者に対する生活習慣の改善にかかる支援

・循環器疾患等生活習慣病の発症の予防に係る知識の普及

・透析移行へのリスクの高い人に対する医師と連携した保健指導の実施、及び重症化予防

③より良い生活習慣についての周知・啓発

・食に関する正しい知識の普及と健全な食生活の実践支援

・適切な運動習慣の重要性の周知、啓発

【関連計画】

・米子市健康増進計画

・米子市食育推進計画

・第３期米子市国民健康保険データヘルス計画兼第４期特定健康診査等実施計画

【まちづくりの基本方向】　6-4　介護予防・フレイル対策の推進

【計画目標】

①フレイル予防の必要性について普及啓発を行うとともに、フレイルの早期発見に努めます。
②介護予防につながる様々な事業メニューを提供します。

【現状と課題】

2022 年の国民生活基礎調査では、鳥取県の健康寿命が男性で 72.57 歳と全国第 17 位、女性で 75.45 歳と全国第 39 位となっており、市民が主体的に自身の心身状態を把握し、早い段階で認知症予防を含めたフレイルの早期発見とフレイル予防を推進していくことが必要です。

また、2040 年には、団塊ジュニア世代が 65 歳以上になるなど、高齢化が加速する中において、健康寿命の延伸に向け、市内のフレイル対策拠点における取組や公民館のリモート運動体験教室、介護予防・日常生活支援総合事業における多様なサービスなど、健康寿命の延伸に向けた取組をさらに推進していく必要があります。

【主な取組】

①フレイルの早期発見とフレイル予防

・全市的なフレイル度チェックの実施及びその結果に応じた予防の実践
・働く世代からのフレイル予防の推進

②介護予防につながる多様な事業メニューの提供

・フレイル予防対策拠点での教室
・公民館等で実施する「リモート運動体験」の実施
・介護予防・日常生活支援総合事業における多様なサービスの提供
・継続的に身近な場所で取り組める事業メニュー等の充実

【関連計画】

・米子市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画

【まちづくりの基本方向】　7-1　公共インフラ施設の整備

【計画目標】

①都市計画道路の整備を促進します。
②定期的な点検を行いながら、橋りょうの長寿命化を図ります。
③大雨による浸水被害の軽減・解消をめざします。

【現状と課題】

本市では市内の道路条件の改善や防災性の向上等を目的として、市内の 48 路線、計画延長 132.57 キロメートルを都市計画決定していますが、その整備率は 88%に留まっております。現在、本市及び鳥取県において 3 路線が事業中ですが、未着手路線も複数ある状態です。

今後も良好な市街地環境を整備していくためには、事業中の路線の進捗を図るとともに、未着手都市計画道路の早期事業着手について鳥取県とも連携・調整を図りながら、整備率 100%を目指していく必要があります。

また、本市は市道橋を 649 橋管理していますが、40～50 年前に整備されたものが多いため、同一時期に多くの橋りょうが老朽化し、維持管理費が増大していくことが予想されます。老朽化する橋りょうの長寿命化及びライフサイクルコストの節減・平準化を図るため適切な管理・修繕を行っていく必要があります。

さらに、近年気候変動の影響等により雨の降り方が局地化、集中化、激甚化し、全国的に毎年のように水害被害が発生しています。また、都市化の進展により雨水の流出量が増え、河川や下水道にかかる負担が増加し、水害が発生するリスクが増大しています。

本市においては、大雨時に道路冠水や浸水箇所が散見され、人家等の集中する地域への雨水排水対策が急がれています。

【主な取組】

①都市計画道路整備の促進

・交付金確保に向けた要望等の活動の強化
・鳥取県との連携・調整による、適切な整備の促進

②橋りょうの整備

・橋りょうの点検の実施
・橋りょうの整備・補修

③大雨による浸水被害の軽減・解消

・米子市雨水管理総合計画に基づく雨水排水対策事業の促進

【関連計画】

・米子市雨水管理総合計画
・米子市橋りょう長寿命化修繕計画

【まちづくりの基本方向】　7-2　総合的な住宅政策の推進

【計画目標】

①良質な住宅ストックの形成をめざします。
②誰もが安心して暮らせる住まいの確保に取り組みます。
③安心・安全で住みやすい住環境の形成をめざします。

【現状と課題】

能登半島地震等の大規模地震においては、建築物の損壊などによる被害が死傷者発生の主要因とされています。地震による被害を最小限に留めるためには、建築物の耐震化を促進していく必要があります。

高齢者のみ世帯の増加に伴い、今後も空き家が増加していくことが見込まれます。一方、中古住宅の購入ニーズはあることから、空き家の流通・活用を促進するとともに、安心して中古住宅を購入できる仕組みが必要です。さらに、市内の分譲マンションの中には適切に管理されていないものが見受けられることから、マンションの適正管理の推進に取り組む必要があります。

今後、生活困窮者、高齢者、障がい者などの住宅確保要配慮者の賃貸住宅への居住ニーズが高まる見込みとされていますが、住宅確保要配慮者の入居について賃貸人の一定数は拒否感を有しており、円滑な入居のための居住支援の取組を進めていく必要があります。

令和４年度から６年度にかけて実施した空き家実態調査の結果、約１割の空き家の管理が行き届いていないことが分かりました。また、管理不全状態の空き地も増加しています。安心・安全で住みやすい住環境の形成のため、空き家・空き地の所有者に対し意識啓発を行うほか、管理不全空家等及び特定空家等の所有者等に対し助言・指導等を実施し、空き家・空き地の適切な管理や空き家の除却を進めていく必要があります。

【主な取組】

<u>①良質な住宅ストックの形成</u>

・住宅・建築物の耐震化の促進
・空き家の流通・活用促進のための意識啓発及び空き家・空き地バンクの運営
・マンションの適正管理の推進

<u>②誰もが安心して暮らせる住まいの確保</u>

・住宅確保要配慮者の居住の安定の確保
・市営住宅の供給と管理

<u>③安心・安全で住みやすい住環境の形成</u>

・空き家・空き地の適切な管理のための意識啓発及び助言・指導等の実施
・空き家の除却の推進

【関連計画】

・米子市住生活基本計画
・米子市マンション管理適正化推進計画
・地域住宅計画（米子市地域）
・米子市国土強靭化地域計画
・米子市耐震改修促進計画
・米子市営住宅長寿命化計画
・第２次米子市空家等対策計画

【まちづくりの基本方向】　7-3　災害に強い施設・管路の整備

【計画目標】

①良質な水源（取水井戸）を更新し、取水量の安定化を図ります。

②管路の耐震化率向上を図ります。

【現状と課題】

近年、人口減少や節水意識の高まりから、給水量は減少傾向が続きますが、上水道は住民生活や産業活動に欠くことのできないライフラインであり、常に安定的な給水を確保する必要があります。給水収益の増加が見込めない状況下においては、適正な資産管理や円滑な事業運営により、持続可能な経営基盤の強化を図る必要があります。

本市の水道は、平成 28 年度に自然流下方式の配水池、令和 6 年度には新たな水源地が稼働したことにより、災害時における水の安定供給のための土台が整いました。今後は、経年劣化により取水量が低下した既存水源の設備更新に加え、災害時においても、その影響を最小限に抑え、より確実な水の安定供給を確保するための管路と各水源地の耐震化が急務となっています。特に管路の耐震化については、基幹管路と重要給水施設管路を中心に整備を進めていく必要があります。

【主な取組】

<u>①水源の更新</u>

・既存取水井戸の調査に基づくリニューアル

<u>②管路耐震化率の向上</u>

・年間約 10 キロメートル以上の管路更新（約 0.8%向上）

【関連計画】

・米子市水道事業基本計画

・上下水道耐震化計画

【まちづくりの基本方向】　7-4　持続可能な生活排水対策の推進

【計画目標】

①生活排水対策として公共下水道整備及び合併処理浄化槽の普及を効果的に組み合わせ、汚水処理施設の概成をめざします。

②持続可能な既存処理施設（管路、ポンプ場・処理場）の管理を図ります。

【現状と課題】

生活排水対策は、公衆衛生の向上及び都市の健全な発展に寄与するとともに、公共用水域の水質保全にとって重要な役割を担っています。しかし、本市の令和５年度末の汚水処理人口普及率は 93.0%で、全国平均及び県内平均を下回る状況であり、国が「10 年概成方針」で示した、令和８年度末の汚水処理人口普及率 95%の達成に向け、「米子市の生活排水対策方針」に基づき、着実に事業を実施していく必要があります。また、概成後の令和９年度以降においても、今後「米子市の生活排水対策方針」を改定し、新たな方針のもと、引き続き、公衆衛生の向上や公共用水域の水質保全を図っていく必要があります。

そのほか、本市の公共下水道施設のうち、当初整備した施設は約 50 年が経過し、老朽化による管路の改築や更新及び、処理場の設備更新や施設全体の再構築が必要となっています。

更に、今後の人口減少社会の進展等に伴い、下水道使用料の収入増加は見込めないことから、下水道を将来にわたり安定的に継続していくためには、官民連携による包括的民間委託の導入や、既存処理施設の集約や適正な施設規模の設定のほか、脱炭素を踏まえた施設への転換などにより、効果的かつ効率的に下水道施設の管理を行っていく必要があります。

また、昨今の災害の頻発化・甚大化を鑑み、下水道管路のうち緊急輸送路等の埋設管路や防災拠点等からの排水を受け持つ管路など、重要な幹線等に位置付けている管路の耐震化率は、令和５年度末で 79.7%であり、地震時での管路流下機能の確保や、道路の埋設管路の被災に伴う交通への影響等を踏まえ、管路の耐震性をさらに向上させる必要があります。

【主な取組】

①生活排水対策の概成（令和８年度末　汚水処理人口普及率 95%達成）

・公共下水道事業計画区域内の新規管路の整備促進

・公共下水道の整備が困難な区域における合併処理浄化槽の普及促進

②持続可能な処理施設の管理

・人口減少社会を見据えた持続可能な下水道事業運営に向けた、既存施設の老朽化に伴う機能集約やダウンサイジングのほか、省エネルギー化及び創エネルギーによる効率的かつ効果的な施設再構築

・地元企業と連携した持続可能な施設管理体制の構築

・既存の重要な幹線等や上下水道の一体的な耐震化対策の実施

【関連計画】

・米子市生活排水対策方針　・米子市下水道施設全体最適計画

・米子市下水道ストックマネジメント計画　・カーボンニュートラル地域モデル処理場計画

・米子市上下水道耐震化計画

【まちづくりの基本方向】　7-5　危機管理体制の充実強化

【計画目標】

①地域防災計画の実効性の向上を図ります。
②各種研修や防災訓練などを通じて、職員の災害対応能力の向上を図ります。
③防災行政無線はじめ防災情報伝達手段の適切な運用を行います。
④防災関係施設等を整備し、防災機能の確保を図ります。

【現状と課題】

気候変動等によって、国内では自然災害の激甚化・頻発化の傾向がみられ、本市においても自然災害のリスクが高まってきていると言えます。災害に対しては、治水など各種ハード整備に加え、災害対応を担う危機管理体制の強化が求められています。

こうした現状を踏まえ、より実践的な地域防災計画や実際に災害対応にあたることとなる職員の災害対応能力の向上、また、市民自らが命を守る行動を促進するための災害情報伝達手段の適切な運用と災害に備えた防災関係施設等の整備による防災機能の確保が必要です。

【主な取組】

①地域防災計画の実効性の向上

・国や県の防災計画との整合性の確保
・近年発生した災害等を踏まえた計画内容の見直し

②各種研修や防災訓練などを通じた職員の災害対応能力の向上

・防災教育および防災訓練の実施
・国、県、関係機関および他自治体との連絡体制や相互支援体制の構築・強化
・米子市業務継続計画（BCP）の発動に備えた業務継続体制の整備

③防災行政無線はじめ防災情報伝達手段の適切な運用

・防災行政無線施設等の適切な維持管理
・各種防災情報伝達手段の研究と導入

④防災関係施設等の整備及び、防災機能の確保

・防災備蓄倉庫の整備
・消防施設、設備、資機材などの整備
・消防水利の整備（貯水槽の耐震化、消火栓の更新等）
・避難所の環境改善を目的とした各種資機材の整備

【関連計画】

・米子市地域防災計画

【まちづくりの基本方向】　7-6　地域防災力の充実強化

【計画目標】

①消防団活動の充実を図ります。
②自主防災組織の活動の充実を図ります。
③防災講座等を通じ、防災意識の高揚を図ります。

【現状と課題】

消防団は、火災をはじめ災害時には消火活動等災害防御のほか住民の避難誘導を行うこととしています。また、平常時においても、地域防災の中核的存在として地域に密着した活動を展開しており、広報・啓発活動等を通じた防災力の向上やコミュニティの活性化にも大きな役割を果たしています。

しかしながら、少子高齢化や社会情勢の変化等により消防団員数は全国的に年々減少傾向にあり、本市でも消防団員の確保は大きな課題となっています。

今後も地域防災力の充実強化を図っていくためには、活動しやすい環境づくり等による新たな消防団員の確保はもとより、施設・設備や資機材などの整備、消防局との連携強化等により、消防団活動の充実を図っていく必要があります。

【主な取組】

<u>①消防団活動の充実</u>

・活動しやすい環境づくり等による消防団員の確保
・消防団設備、装備資機材などの整備
・消防局との連携強化による活動の充実

<u>②自主防災組織の活動の充実</u>

・自主防災組織の活動への補助金交付及び指導・助言

<u>③防災講座等を通じた防災意識の醸成</u>

・各種団体、事業所等の防災講座等への職員派遣

【関連計画】

・米子市地域防災計画

【まちづくりの基本方向】　7-7　原子力災害対策の推進

【計画目標】

①地域防災計画（原子力災害対策編）・広域住民避難計画の実効性の向上を図ります。

②住民説明会、原子力防災訓練などを通じ、防護対策、避難要領などの理解促進を図ります。

③関係自治体と連携し、国・事業者に対し原子力発電所の安全対策についての取組の確認を行います。

【現状と課題】

原子力発電所から半径30ｋｍの区域はUPZ（緊急時防護措置を準備する区域）として設定されています。本市でも弓ヶ浜半島の一部が島根原子力発電所のUPZに含まれ、緊急時における防護措置について準備しておく必要があります。

万が一の災害に際し、市民の身体、生命、財産を守るため、より実態に即した効果的な地域防災計画・広域住民避難計画をめざすとともに、住民に対し防護対策や避難要領などの周知を図り、原子力災害対策を推進していく必要があります。

また、島根原子力発電所に関係する２県６市が連携し、発電所の安全対策などについて国へ確認するとともに、事業者に対しては安全協定に基づく事故防止の取組および、その状況を確認していく必要があります。

【主な取組】

①地域防災計画（原子力災害対策編）・広域住民避難計画の実効性の向上

・国や県の防災計画・避難計画との整合性の確保

・原子力防災訓練の成果などの反映

②防護対策、避難要領などの理解促進

・防護対策、避難要領など防護措置に関する情報の住民への周知

・原子力防災訓練の実施による防護措置に対する住民の理解促進

③国・事業者に対する原子力発電所の安全対策についての取組の要望

・国に対する原子力発電所の安全対策の取組の確認

・事業者に対する安全協定に基づく事故防止の取組についての要望活動の実施と取組状況の確認

【関連計画】

・米子市地域防災計画

・米子市広域住民避難計画

第４部　数値目標

７つの基本目標ごとに数値目標を設定します。

【数値目標】　１　交通の充実と歩いて楽しいまちづくり	
①米子空港発着の国内線の年間利用者数	
現状値（R５）	目標値（R１１）
535,299 人	620,000 人

②路線バスの収支率	
現状値（R５）	目標値（R１１）
36.0%	44.0%

③市の運営するコミュニティバスの年間利用者数	
現状値（R５）	目標値（R１１）
115,809 人	140,000 人

④米子駅周辺エリア１日あたりの滞在人数	
現状値（R５）	目標値（R１１）
1,961 人	2,800 人

※がいなロードを起点とした、半径 200m の１日あたりの滞在人数

【数値目標】　２　市民が主役・共生のまちづくり	
①証明書のコンビニ交付発行の割合	
現状値（R５）	目標値（R１１）
36.0%	65.0%

②市域から排出される CO2 排出量削減	
現状値（R５）	目標値（R１１）
未確定	45.60%

【数値目標】　３　教育・子育てのまちづくり	
①児童生徒が積極的に地域の行事等に参加する割合の向上	
現状値（R５）	目標値（R１１）
小学生 64.9%、中学生 39.7%	小学生 80.0%、中学生 80.0%

※小学６年生、中学３年生を対象として抽出

②地域や社会をより良くしようと考える児童生徒の割合向上	
現状値（R５）	目標値（R１１）
小学生 66.5%、中学生 80.00%	小学生 80.0%、中学生 90.0%

※小学６年生、中学３年生を対象として抽出

【数値目標】　４　地産外商のまちづくり	
①ふるさと納税返礼品の新規造成件数《累計》	
現状値（R５）	目標値（R１１）
－	75 件

②新規創業件数《累計》	
現状値（R５）	目標値（R１１）
120 件	300 件

③皆生温泉年間宿泊客数	
現状値（R５）	目標値（R１１）
408,391 人	420,000 人

④市内の年間外国人宿泊客数（米子市観光課調べ）	
現状値（R５）	目標値（R１１）
15,955 人	105,000 人

⑤新規就農者の確保	
現状値（R５）	目標値（R１１）
－	20 人（累計）

【数値目標】　５　歴史と文化に根差したまちづくり	
①米子城跡周辺の１日あたりの滞在人数	
現状値（R５）	目標値（R１１）
766 人	1,200 人

※米子城跡を起点とした、半径 200m の１日あたりの滞在人数

②米子市公会堂周辺エリアの１日あたりの滞在人数	
現状値（R５）	目標値（R１１）
1,537 人	2,500 人

※米子市公会堂を起点とした、半径 200m の１日あたりの滞在人数

③伯耆古代の丘エリアの１日あたりの平均滞在人数	
現状値（R５）	目標値（R１１）
58 人	100 人

※伯耆古代の丘を起点とした、半径 200m の１日あたりの滞在人数

④南部地区・史跡エリアの１日あたりの滞在人数	
現状値（R５）	目標値（R１１）
527 人	700 人

※福市遺跡、尾高城跡を起点とした半径 200m の１日あたりの滞在人数の合算数

【数値目標】　6　スポーツ健康まちづくり

①外来医療費における生活習慣病に関する割合	
現状値（R５）	目標値（R１１）
23.0%	19.0%

②初めて介護認定された方の平均年齢	
現状値（R５）	目標値（R１１）
82.26 歳	83.00 歳

【数値目標】　7　災害に強いまちづくり

①都市計画道路の整備率	
現状値（R５）	目標値（R１１）
88.0%	90.0%

②汚水処理人口普及率	
現状値（R５）	目標値（R８）
93.0%	95.0%

③消防団員数	
現状値（R５）	目標値（R１１）
500 人	511 人

※数値目標：２２件

【数値目標（全体）】　地域幸福度（Well-Being）※

①幸福度（最大 10）	
現状値（R５）	目標値（R１１）
6.5	7.0

②生活満足度（最大 10）	
現状値（R５）	目標値（R１１）
6.5	7.0

※数値目標：２件

※「地域幸福度（Well-Being）指標」は、客観指標と主観指標のデータをバランスよく活用し、市民の「暮らしやすさ」と「幸福度」等を数値化・可視化したものであり、令和４年度にデジタル庁が開発・導入した指標である。国が実施するアンケート調査（地域における幸福度・生活満足度を計る設問と、３つの因子群（生活環境 、地域の人間関係 、自分らしい生き方）から構成。）及びオープンデータ等を基に数値化した指標であり、各自治体が「個性を磨く」機会を創出するとともにまちづくりに役立てることができる。

第５部　計画の進行管理

１　計画の推進体制

⑴計画の周知

本計画について、市民の方々に計画の理念や目標の共有を図っていくために、様々な機会を活用して、本計画の周知に努めます。

⑵「米子市住んで楽しいまちづくり戦略本部」及び「米子市地方創生推進本部」の開催

市の関係部署で構成する庁内推進組織（「米子市住んで楽しいまちづくり戦略本部」及び「米子市地方創生推進本部」）を設置し、取組の効果検証を行うとともに、新たな課題への対応について協議します。

⑶「米子市地方創生有識者会議」の開催

有識者等で構成する外部組織「米子市地方創生有識者会議」を設置し、庁内推進組織の協議内容も踏まえ、取組の効果検証や見直しの必要性について、広く意見を聴取し、計画を推進します。

２　PDCA サイクルによる進行管理

本計画の進行管理に当たっては、P（Plan：計画）・D（Do：実行）・C（Check：点検）・A（Action：行動）を繰り返し行う PDCA サイクルにより施策の進捗状況及び効果を検証し、必要に応じて計画の見直しを行います。

また、施策の進捗状況、効果を的確に把握し、より分かりやすく示して行くために、数値目標を厳選し、基本目標ごとに数値目標を設定するほか、デジタル庁の「地域幸福度（Well-Being）指標」等により市民満足度を把握し、適切な進行管理を行います。

第３章

国の地方創生の取組及び中海・宍道湖・大山圏域市長会の地方創生の取組等について

1　本市における地方創生の取組の考え方

本市の地方創生は、国の総合戦略を勘案しつつ、本市の総合戦略として位置付けた「基本計画」に基づき、各施策を推進していきます。ここでは、国の地方創生の取組の方向性とまちづくりビジョンの「まちづくりの基本方向」の関連性を示します。

⑴ 国の「地方創生 2.0」の基本構想の５本柱

国は地方創生 2.0 の「基本的な考え方」（令和６年１２月２４日　新しい地方経済・生活環境創生本部決定）において、５本柱に沿った政策体系を検討し、今後、10 年間集中的に取り組む基本構想を取りまとめることとしています。

①安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生

○魅力ある働き方、職場づくり、人づくりを起点とした社会の変革により、楽しく働き、楽しく暮らせる場所として、「若者・女性にも選ばれる地方（＝楽しい地方）」をつくる

○年齢を問わず誰もが安心して暮らせるよう、地域のコミュニティ、日常生活に不可欠なサービスを維持

○災害から地方を守るための事前防災、危機管理

②東京一極集中のリスクに対応した人や企業の地方分散

○分散型国づくりの観点から、企業や大学の地方分散や政府機関等の移転などに取り組む

○地方への移住や企業移転、関係人口の増加など人の流れを創り、東京一極集中の弊害を是正

③付加価値創出型の新しい地方経済の創生

○農林水産業や観光産業を高付加価値化し、自然や文化・芸術など地域資源を最大活用した高付加価値型の産業・事業を創出

○内外から地方への投融資促進

○地方起点で成長し、ヒト・モノ・金・情報の流れをつくるエコシステムを形成

④デジタル・新技術の徹底活用

○ブロックチェーン、DX・GX の面的展開などデジタル・新技術を活用した付加価値創出など地方経済の活性化、オンライン診療、オンデマンド交通、ドローン配送や「情報格差ゼロ」の地方の創出など、地方におけるデジタルライフラインやサイバーセキュリティを含むデジタル基盤の構築を支援し、生活環境の改善

○デジタル技術の活用や地方の課題を起点とする規制・制度改革の推進

⑤「産官学金労言」の連携など、国民的な機運の向上

○地域で知恵を出し合い、地域自らが考え、行動を起こすための合意形成に努める取組の推進

○地方と都市の間で、また地域の内外で人材をシェアする流れの創出

⑵ 本市の地方創生の取組

国の「地方創生 2.0」の基本構想の５本柱とまちづくりビジョンの「まちづくりの基本方向」との関連性については、次の対応表のとおりとします。

国の「地方創生 2.0」の基本構想の５本柱とまちづくりビジョンの基本方向の対応表

国の「地方創生 2.0」の基本構想の５本柱	米子市まちづくりビジョンにおける まちづくりの基本方向	
①安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生	1-1	広域的な交通基盤の整備
	1-2	地域公共交通体系の確立
	1-3	調和のとれた土地利用の実現
	1-4	米子駅周辺エリアのにぎわい創出
	1-5	角盤町・米子港・城下町周辺エリアのにぎわい創出
	2-1	市民参加及び民間事業者等との連携協力
	2-2	公民館を拠点とした地域のまちづくりの推進
	2-3	地域福祉活動の推進
	2-4	障がい者（児）福祉の充実と共生社会の実現
	2-5	認知症対策の推進
	2-6	互いの人権を尊重し合うまちづくりの推進
	2-7	男女共同参画社会の形成
	2-8	国際的な地域間交流等の推進
	2-9	鳥取大学医学部及び米子工業高等専門学校等との連携
	2-12	地球環境に配慮した社会の実現
	3-1	在宅育児支援の充実
	3-2	子育て支援の充実
	3-3	こどもの特性や発達に合わせた適切で切れ目ない支援
	3-4	学校教育の充実
	3-5	学校施設の整備・充実
	3-6	児童・青少年の健全育成
	6-1	すべての人がスポーツに親しむことのできる環境づくり
	6-2	スポーツを通じた地域の活性化
	6-3	生活習慣病予防の推進
	6-4	介護予防・フレイル対策の推進
	7-1	公共インフラ施設の整備
	7-2	総合的な住宅政策の推進
	7-3	災害に強い施設・管路の整備
	7-4	持続可能な生活排水対策の推進
	7-5	危機管理体制の充実強化
	7-6	地域防災力の充実強化
	7-7	原子力災害対策の推進

国の「地方創生 2.0」の 基本構想の５本柱	米子市まちづくりビジョンにおける まちづくりの基本方向
②東京一極集中のリスクに対応した人や企業の地方分散	2-10　国県・他自治体との連携協力
	3-7　ふるさと教育の推進
	4-11　シティプロモーションの推進と関係人口の連携強化
	4-12　移住定住の促進
③付加価値創出型の新しい地方経済の創生	4-1　県外・海外マーケットへの進出支援
	4-2　成長産業の育成と新産業の創出
	4-3　企業誘致の推進
	4-4　雇用創出及び人材確保
	4-5　皆生温泉のまちづくり
	4-6　地域資源を活用した観光施策の推進
	4-7　ナイトタイムエコノミーの創出
	4-8　次世代につなぐ農業の推進
	4-9　農業基盤整備の推進
	4-10　地域特性を活かした漁業の振興
	5-1　米子城跡の保存・活用・整備と魅力発信
	5-2　芸術文化活動の推進
	5-3　淀江エリアをはじめとした歴史・地域資源の活用
	5-4　町屋の保存・活用の推進
④デジタル・新技術の徹底活用	2-11　誰もがデジタルの恩恵を受けられる社会の実現
	1-2　地域公共交通体系の確立【再掲】
	2-2　公民館を拠点とした地域のまちづくりの推進【再掲】
	3-4　学校教育の充実【再掲】
	4-1　県外・海外マーケットへの進出支援【再掲】
	4-4　雇用創出及び人材確保【再掲】
	4-8　次世代につなぐ農業の推進【再掲】
	6-4　介護予防・フレイル対策の推進【再掲】
⑤「産官学金労言」の連携など、国民的な機運の向上	2-1　市民参加及び民間事業者等との連携協力【再掲】
	2-10　国県・他自治体との連携協力【再掲】
	3-7　ふるさと教育の推進【再掲】
	4-12　シティプロモーションの推進と関係人口の連携強化【再掲】

2　中海・宍道湖・大山圏域市長会における地方創生の取組

中海・宍道湖・大山圏域市長会※では圏域の連携強化と一体的な発展をめざし、圏域版の地方創生総合戦略（第３期計画期間：令和７年度～令和 11 年度）を策定し、広域連携による地方創生の取組を推進しています。

中海・宍道湖・大山圏域市長会　第３期　地方版総合戦略

１　位置づけとねらい

<u>県境を超えた広域連携</u>

〇日本海側を代表する拠点
〇東アジアのゲートウェイ
〇定住人口の拡大および山陰地方における人口流出のダム効果

２　基本目標

<u>圏域人口 60 万人の維持</u>

〇産業集積による仕事・雇用の創出
〇地域資源(ヒト・モノ)の発掘と磨き上げ、そして国内外への発信
〇世界に誇れる歴史・文化のさらなる活用

３　計画期間

<u>令和７年度から令和 11 年度まで</u>

４　施策

<u>（１）国内外を視野に入れた力強い産業圏域の形成</u>

〇東アジアをはじめ世界に向けたゲートウェイ機能のさらなる活用
・国際航路(境港、米子鬼太郎空港、出雲縁結び空港)の活用
〇インド(ケララ州)・台湾(台北市)との交流の拡大
・貿易、観光、ＩＴを中心としたビジネス交流の具体化・案件化
・学術、教育、文化、スポーツなど交流分野の拡充
・人材交流の推進
〇圏域の特徴ある資源の活用と産業の発展
・地域を支える「ものづくり」企業への支援
・地産外商の推進
・圏域内高等教育機関との連携
・圏域内企業の DX 促進、
・人材確保等企業が成長できる環境の推進
〇国内およびインバウンド観光の推進
・観光素材の磨き上げと情報発信
・観光地域づくりのための組織体制強化
・キャッシュレス決済、デジタルを活用した
・多言語化などの受入環境の整備

※米子市、境港市、松江市、出雲市及び安来市で構成され（オブザーバー：鳥取県西部町村会)、圏域の行政上の共通課題等について連絡調整を行い、総合的かつ一体的な発展の推進を図ることを目的とします。

（２）未来をひらく交通ネットワークの形成

○２つの湖を介する「中海・宍道湖８の字ルート」等の早期完成

・境港出雲道路(松江北道路)、米子・境港間の高規格道路、中海架橋、江府三次道路、米子道および山陰道の４車線化、安来スマートインターチェンジ(仮称)等の早期実現

・人流・物流が円滑・迅速になることに伴う、圏域全体における空港・港湾の一層の利用拡大

○航空路線の充実

・両県と連携した圏域内(出雲・米子)空港の既存路線利用促進と新たな定期航路の開設

○港湾の利便性向上

・港湾施設(重要港湾境港、特定地域振興重要港湾河下港)および国内外航路ネットワークの充実

○新幹線ネットワークの整備

・中国横断新幹線(伯備新幹線)、山陰新幹線の整備促進

（３）多様な資源（自然、歴史、文化など）をいかした魅力ある圏域の形成

○圏域への移住・定住の促進

・ＵＩＪターンの取組の推進

・関係人口の創出

・次代を担う人材育成・確保

・多文化共生社会の推進

・公共施設の共同利用の推進

○自然環境の保全と活用

・中海、宍道湖、大山、日本海、島根半島・ジオパーク等の自然を活用した交流人口の拡大

・自然環境に関する教育機会の充実

・グリーン社会の実現

○歴史、文化の継承と活用

・食、スポーツ、伝統芸能、芸術を活用した魅力ある圏域づくり

○圏域内公共交通の利便性向上

・様々な需要に応じた交通サービスの検討(観光二次交通を含む。)

附属資料

附属資料

米子市総合計画審議会条例

平成 17 年 7 月 25 日条例第 221 号

（設置）

第１条　地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、本市における総合計画の策定について広く市民の意見を求めるため、米子市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第２条　審議会は、市長の諮問に応じ、本市の総合計画に関する事項を調査審議する。

（組織）

第３条　審議会は、委員 20 人以内で組織する。

２　委員は、学識経験を有する者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

３　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

４　委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第４条　審議会に会長及び副会長１人を置き、委員の互選により定める。

２　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第５条　審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

２　前項の規定にかかわらず、委員の委嘱後初めての会議は、市長が招集する。

３　審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

４　会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

５　前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。

（委任）

第６条　この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する

附属資料

米子市総合計画審議会名簿

（委員は五十音順）

氏　　名	所　　属
会　長　森田　豊充	米子商工会議所
副会長　深田　美香	鳥取大学医学部
委　員　伊坂　明	皆生温泉旅館組合
〃　　石田　宏美	米子市女性人材バンク
〃　　内田　聖	米子市文化協議会
〃　　藏重　夕季	米子商工会議所青年部
〃　　小竹　満紀子	米子市女性人材バンク
〃　　近藤　豊	米子市自治連合会
〃　　高増　佳子	米子工業高等専門学校
〃　　田後　良文	米子市社会福祉協議会
〃　　常松　契一	米子市小中 PTA 連合会
〃　　中村　友紀	鳥取県西部中小企業青年中央会
〃　　藤瀬　雅史	鳥取県西部医師会
〃　　藤縄　和彦	連合鳥取西部地域協議会
〃　　本池　亜依	公募委員
〃　　森脇　俊介	鳥取西部農業協同組合
〃　　矢崎　タミコ	公募委員

策　定　の　経　過

年　　月　　日	内　　容
令和６年７月29日	米子市総合計画審議会委員任命（17名） 会長　森田豊充　副会長　深田美香 第１回米子市総合計画審議会 諮問、米子市まちづくりビジョンの総括(R2～R5) 第２次米子市まちづくりビジョン(仮)の策定に向けた検討の方向性について
令和６年９月２日～ 令和６年10月１日	まちづくりに関する提案・意見募集
令和６年10月22日	第２回米子市総合計画審議会 『第２次米子市まちづくりビジョン（仮称)』骨子（案）について
令和６年10月22日	市長と各団体との意見交換会（文化・スポーツ・教育）
令和６年10月28日	市長と各団体との意見交換会（経済）
令和６年10月29日	市長と各団体との意見交換会（福祉）
令和６年11月８日	市長と各団体との意見交換会（地域）
令和６年11月15日	市長と各団体との意見交換会（地域）
令和６年11月18日	市長と各団体との意見交換会（地域）
令和６年11月19日	市長と各団体との意見交換会（地域）
令和６年12月25日	第３回米子市総合計画審議会 『第２次米子市まちづくりビジョン（仮称)』案について
令和６年12月27日～ 令和７年１月27日	『第２次米子市まちづくりビジョン（仮称)』案に対する提案・意見募集
令和７年１月28日～ 令和７年１月30日	米子市総合計画審議会最終調整
令和７年１月31日	米子市総合計画審議会から市長への答申
令和７年３月21日	市議会３月定例会 基本構想の議決

附属資料

諮　　問

令和６年７月29日

米子市総合計画審議会　会長　様

米子市長　伊　木　隆　司

米子市のさらなる発展を図り、市民一人ひとりが人生の充実感や生きる喜びを感じられるまちづくりに向けた取組を進めるため、まちづくりの指針となる新たな総合計画の策定について、米子市総合計画審議会条例第２条の規定に基づき諮問します。

附属資料

答　　申

令和 7 年 1 月 31 日

米子市長 伊　木　隆　司　様

米子市総合計画審議会
会長　森　田　豊　充

令和 6 年 7 月 29 日付総政起第 413 号-1 により諮問を受けた「まちづくりの指針となる新たな総合計画の策定」について、本審議会で慎重に審議を重ねた結果、第 2 次米子市まちづくりビジョン（案）を妥当なものと認めましたので答申します。

なお、計画の推進に当たっては、審議の過程で出された意見・提言等を十分に尊重されるとともに、本計画に掲げた施策が着実に実施されるよう要望します。

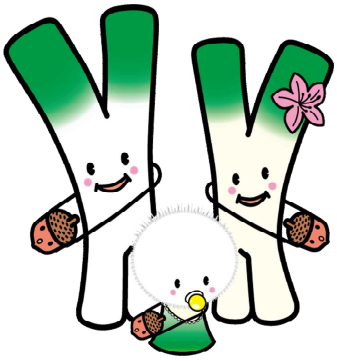

米子市総合政策部総合政策課
〒683-8686　鳥取県米子市加茂町一丁目１番地
TEL：0859-23-5357　Fax：0859-23-5392
e-mail：sougouseisaku@city.yonago.lg.jp